

豊城入彦命系譜と上毛野地域

—その歴史的特性をめぐって—

前 沢 和 之

はじめに

1. 上毛野氏の始祖・遠祖・祖

2. 上毛野氏の動向

3. 蝦夷政策と上野国の位置

4. 豊城入彦命系譜の構造

おわりに—上毛野地域の特性とその動向

論文要旨

『日本書紀』の崇神紀や景行紀などには、上毛野氏に係わる祖先伝承が掲載されている。この現象は東国出身氏族としては異例であるが、内容は①始祖は崇神天皇の皇子の豊城入彦命、②東国の統治と蝦夷征討に関わる、③中央政権の構成氏族として外交・外征に参加している、といった点に要約される。

このような祖先系譜が採録された事情を知る上で、『紀』が撰修された時期の中央政権での上毛野氏の動向に注目する。それはこの時期の重要政策である出羽方面の律令的編成事業において、その出自の地である上野国の性格と密接に関わるものと考えられる。そこでは上野国は「随近国」と位置付けられて、関東平野の諸国に先んじて、征討や柵戸移民に目ざましい動きを示している。このことは上野国が関東平野の北西隅にあって、日本海側との往來の便地であると同時に、碓氷峠を掌握する要衝を占めるという地理的な要因にもとづくものとみなされる。

こうした様相から、中央政権が陸奥方面の統治を目指した時期には、陸路での要衝にあたる上毛野地域と下毛野地域の政治的安定と、人的・物的資源の供給を担う在地氏族の確保が不可欠な要件であったと推察される。『紀』で上毛野氏と下毛野氏が、東国統治を担った皇子豊城入彦命を始祖とし、その三世孫で蝦夷征討を行った御諸別王の子孫で東国に居付いたものであるとの系譜構造は、こうした地理的特性を反映したものともみてよい。

その実態は、史料では7世紀代のいくつかの記事から推察されるのみであるが、考古学的には総社古墳群を指標とした時、中央政権を背景とした上毛野地域の一元的統括が顕在化するのとは7世紀前半からとみなされる。そうした政治的特性は、蝦夷地経営が大規模化し、それに応じた新たな「随近」地域である「坂東」が設定された8世紀中期に役割を終える。そのことは外部氏族による豊城入彦命系譜への参入といった現象をもたらしている。

はじめに

上毛野氏をめぐる研究は、井上光貞氏と石井良助氏、佐伯有清氏と志田淳一氏、そして原島礼二氏に代表されるように、東国を本拠とする雄族の性格と、それを通して見た中央政権と地方権力との相互関連を視点として進められてきた。そこでは氏族伝承の成立と、その背景となった活動の実際との関連が重要な問題点とされた。これらの研究は、地域の政治構造を解明する上で重要な内容を含むものであったが、一定の深まりをもったまま中断された形となった。その主な理由は、史料にもとづく研究が行くところまで行きつき、後は考古学的研究の成果にまつ部分が多い状況になったことにあったようである。

その後も吉田晶氏や三品彰英氏によって、注目すべき検討と指摘がなされてきたが、近年の考古学的研究の著しい進展の影響を受けて、この数年の間に上毛野氏を扱った研究が次々と発表されるに至った。その傾向を見ると熊倉浩靖氏のように朝鮮半島諸国との関連に重心をおくもの、鬼頭清明氏のように古墳の様相と照合させてみるもの、関口功一氏のように在地でのあり方から再検討を行うものに区分される。また考古学の視点からは、尾崎喜左雄氏の業績を検証した右島和夫氏によって、上毛野氏を中心とする地域の政治構造について注目すべき見解が発表された。

小論では、そうした研究の史料上での基本となる伝承と系譜について、先ず『日本書紀』の記事を再検討し、始祖とされる豊城入彦命の特性を抽出する。そしてそれを軸にして形成された歴史認識が、8世紀代の政治動向の中でどのように扱われ、変化を示していったかを調べる。次に史料に見られる蝦夷地の「随近国」との関わりで「坂東」の成立の意味を検討し、上毛野氏とそれが本拠としていた上毛野地域が、中央政権の東国政策の過程でどのような役割を果たしたかを探っていく。

1. 上毛野氏の始祖・遠祖・祖

上毛野氏の祖先伝承と系譜を知ることができるのは、主に『日本書紀』(以下『紀』と略す)と『新撰姓氏録』(以下『姓氏録』と略す)であるが、その根本となる『紀』の記事の構成とそこから読み取れる氏族としての性格を検討する。

(1) 始祖豊城入彦命

『紀』崇神天皇48年正月戊子条には、天皇の命により皇子である豊城命(豊城入彦命)と活目尊が見た夢を較べる「相夢」の話が載せられている。その結果、御諸山に登り東を向いて槍と刀を8回振った兄の豊城入彦命は「東国を治めるべし」、同じく御諸山の嶺に登り四方に縄をめぐらし粟を食べにきた雀を追い払った弟の活目尊は「朕が位を継ぐべし」と判定された。それに続

く同年4月丙寅条には、活目尊を皇太子となすこと、そして豊城命には東国を治めさせることが繰り返して書かれているが、その最後に「是上毛野君・下毛野君之始祖也」とある。これが上毛野氏に係わる祖先記事の最初であるが、その豊城入彦命は崇神天皇元年2月丙寅条によると天皇と妃の紀伊国荒河戸畔の女である遠津年魚眼眼妙媛の間に生まれた皇子で、一方の活眼尊は、皇后の御間城姫との間に生まれた嫡子である。『古事記』（以下『記』と略す）にもこの出生記事は載せられており、豊木入日子命の母は木国造の荒河刀弁の女である遠津年魚目々微比賣で、「上毛野君・下毛野君等之祖也」と注記されているが、相夢譚は載せられていない。

この相夢の結果については、『紀』垂仁天皇即位前紀に「廿四歳にして夢祥に因り、立てて皇太子と為す」とあって、即位の根拠とされていることに注目される。つまりこれは最初から結論は明白な話であって、決定している事実の正当性を明らかにするために挿入された逸話とみるべきものである。この相夢譚について古代の史料に見える夢見を分析した菅原昭英氏は、現実の決定の不可侵性を保証するもので、誕生に先立つ母の前兆夢のような中国夢説話に強く影響されて成立した可能性を指摘し、それは『紀』撰修時に成立したものと推定されている⁽¹⁰⁾。そうであるならばこの一連の相夢譚の中で、対置されている豊城入彦命に係わる部分の内容と、それが付加された理由とが問題となってくる。同じくこの説話に言及した黛弘道氏は、活目尊は皇族出身の皇后の嫡子であるのに対して、豊城入彦命は地方豪族出身の妃を母にしており、本来は比較にならないものが取り上げられていることに不自然さがあることを指摘している⁽¹¹⁾。つまり豊城入彦命を、天皇位に就くべき活目尊に比肩する存在として扱っていることに、この相夢譚が付加された最大の意義を認めることができるということである。それは取りも直さず「東国を治める」ことが、天皇即位と二分される重要さをもって語られていることであり、豊城入彦命がその創始者として位置付けられていることである。

ところでこの逸話が載る『紀』の崇神天皇紀は、天皇主導による国土平定事業の画期とも言うべき内容をもつが、神話に属する神代紀・神武天皇紀を除くと東国政策が記される最初でもある。同10年9月甲午条などには「四道将軍」の任命と派遣、その成果の報告が載せられているが、それによると大彦命が北陸（道）、武渟川別が東海（道）、吉備津彦が西道、丹波道主命が丹波を分担させられている。このうちの北陸と東海の2道が東国・蝦夷政策に係わる部分を含むが、これを担当した大彦命は孝元天皇の皇子で、武渟川別はその子とされている。そして『紀』孝元天皇7年2月丁卯条によると、大彦命は阿倍臣ら「七族之始祖」で、その阿倍臣は『紀』崇峻天皇2年7月に北陸道に派遣されて、越などの国境を視察したのをはじめとし、齋明天皇4年（658）4月と同5年（659）3月には日本海側の蝦夷の征討と統治に当たっている。また同4年には越国守である阿倍引田臣比羅夫が肅慎を討ち、同6年（660）5月には阿倍引田臣が夷50余を献じるなど、北陸道方面を舞台とした著しい功績が記されている。このように東国政策に係る記事が載せられているが、この段階では上毛野・下毛野が含まれる東山道への言及は見えていない。

(2) 遠祖八綱田

『紀』垂仁天皇5年10月己卯朔条には、狹穂彦の謀反に際して天皇は近県の兵士を派遣するとともに、「上毛野君遠祖八綱田」に命じてこれを撃たせたことが載せられている。これを討ち滅ぼした將軍八綱田は、その功により「倭日向武日向彦八綱田」の名号を与えられた。上毛野氏の遠祖と表記されているのはこの八綱田のみである。ここでは豊城入彦命との関係が明らかにされていないが、同25年2月甲子条に「阿倍臣遠祖武渟川別」とあって、始祖大彦命の子を「遠祖」と表記していることから、これと同様に始祖の存在が意識された上での表記であることは間違いない。そうとするならば父豊城入彦命が与えられた東国統治に係わる行動に言及されていてもよさそうであるが、それは見られない。これについては垂仁紀全体を通して、東国や蝦夷に対する行動に直接係わる記事がないことから、『紀』撰修上での問題である可能性もある。

一方、前掲の『紀』25年2月甲子条は、阿倍臣・和珥臣・中臣連・物部連・大伴連らの「遠祖」を載せるが、これらは「五大夫」として天皇の政治理念の表明にあずかっている。いずれも政権の中樞を担う中央の大氏族である。これに対してもう1つの遠祖記事である八綱田は、皇親でありながら独立した武人譚にとどまっている。さらに『記』の垂仁紀が載せる沙本比古王の謀反物語には八綱田は現れておらず、この話の根幹に係わるものとは見なし難い。これらを勘案すると、この遠祖記事は『紀』撰修過程で、上毛野氏の立場にもとづいた祖先譚として付加された可能性が強い。そうした場合、後出の豊城入彦命の孫に「王」の称号が付けられているのに対して、八綱田にはそうしたものが付けられておらず、系譜の構成に不自然さがある。前述の行動内容と併せると、系譜形成上での挿入と見なすことができる。

(3) 彦狹嶋王と御諸別王

『紀』景行天皇55年2月壬辰条に、彦狹嶋王を「東山道十五国都督」となすが、これは「豊城命之孫也」とある。そして王は任所に向かう途中、春日穴咋邑で病に倒れ亡くなるが、王の来ないことを悲しんだ東国の百姓が屍を盗み、上野国に葬ったことが物語られている。これに続く同56年8月条には、御諸別王に対して父彦狹嶋王を継いで「專領_二東国_一」との詔が下されている。そうした天皇の命を受けた王は、父の業を成就するため任所へ赴き善政を行った。その一方で、騒動を起こした蝦夷に対しては兵を挙げてこれを撃ち従え、平定したため、東国は久しく無事となったとある。そして最後に、こうしたことによりその子孫は現在でも東国に有ると述べられている。この2つの記事は、父→子とその業が継承され、それが成就するまでを物語るが、その内容は豊城入彦命が命じられたことの具現化と見ることができる。彦狹嶋王が豊城入彦命の孫であると記されているのは、その正当な後継者であることを明らかにするものであり、この両者に係る記事が構成上で一貫性を持つものであることを示す。このことは彦狹嶋王と御諸別王が「上毛野君・下毛野君之祖」と表記されていないこと、つまりそれは豊城入彦命の記事と関連させる

と、文脈上自明であると認識されていたことも、これを傍証している。

『紀』の景行天皇紀にはこの記事に先だって、崇神朝での豊城入彦命に続く、東国に係わる記事が載せられている。その初めは25年7月壬午条で、孝元天皇の曾孫である武内宿禰を派遣して、北陸と東方諸国の地形と百姓の消息を調べていることである。そして同27年2月壬子には東国から帰還して、日高見国の蝦夷の風俗を報告するとともに、これを撃って取るべしとの意見具申がなされている。続いて同40年7月戊戌条には、東国が暴ぶる神や蝦夷の反乱によって不穏な情勢となっていることが述べられ、同年10月にはその平定のために皇子である日本武尊が出發している。この日本武尊の逸話はつとに有名であるが、同年是歳条に記載される順路を見ると、相模→上総→陸奥（日高見国）→常陸→甲斐国に至る。そこで信濃・越国の蝦夷がまだ皇化に従わないことにより、その地に向かうべく北に転じて武蔵→上野国に達している。そこから西に向かい碓氷（氷）坂に達した時、弟橘媛を偲んでその嶺に登り、東南方を望んで「吾孀者耶」と三歎したとの、吾孀（東）国の由来を説く故事が挙げられている。さらに日本武尊はここで、吉備武彦を越国に分遣し、自らは信濃国に進んだとある。

彦狭嶋王・御諸別王の記事は、こうした東国統治に係わる一連の動向の中で見る必要があるが、ここでその両者を較べてみる。まずその出身であるが、両者とも主体となっているのは皇親である。次に対象とされた地域は、武内宿禰と日本武尊の記事で直接対象にされているのは北陸道と東海道の範囲であり、東山道については武蔵と上野国などが通過地として扱われているに過ぎない。それに対して彦狭嶋王では明確に「東山道」が対象とされている。このことは相互の間で区分が図られていた可能性を示している。また現地との係わり方では、武内宿禰らは中央から一時的に派遣されたのに対して、彦狭嶋王は「東山道十五国」と決められた地域の地方行政機構の長官を示す「都督」の官名を帯びていることから、現地拠点を持ち長期に留まるか定着するものと意識されていたことは明らかである。そして死後の逸話は、その拠点として上毛野地域が想定されていたことを暗示している。⁽¹²⁾

この点で御諸別王では「専領東国」と異なっているが、ここでの「東国」は先行して有る日本武尊の逸話が示すところによると、碓氷坂以東、足柄坂以東の関東平野の諸国を指すと判断できる。ただし父の業を継ぐとされていることからすると、その中でも東山道部分が主とされたものと考えられる。そこでの具体的な任務を見ると、領地域において行政を司り善政をしくことの他に、蝦夷が騒動を起こした場合には兵を挙げてこれを撃ち、さらに献上された土地へ進出してこれを治めることであった。つまり蝦夷に対する前線司令官の役割を担っていたのである。そしてこの記事の最後は、「由是其子孫於今有東国」とこうした任務を帯びた御諸別王の子孫が、『紀』撰修時代に東国に在住していると結ばれている。この彦狭嶋王と御諸別王の記事が、崇神紀の豊城入彦命の記事と密接に結び付くものであるのは間違いないが、ここで《天皇→皇子→皇親（王・父→子）→在地氏族》の歴史的系譜が完結したことになる。これによってこの一連の記事が、東国の在地氏族ないしはそこを出身地とする氏族の由来譚であると理解することが可能と

なる。そしてその氏族が上毛野君・下毛野君であることは、始祖豊城入彦命の記事からして明白である。

(4) 祖荒田別・鹿我別と祖竹葉瀬・田道

『紀』神功皇后49年3月条に、荒田別と鹿我別を將軍に任じて新羅を襲わせ4つの邑を降伏させたこと、同応神天皇15年8月丁卯条には、荒田別と巫別（鹿我別）を百済に派遣して王仁を連れ帰ったことが記載されている。そして後者の中に「上毛野君祖荒田別・巫別」と見えている。上毛野君氏の「祖」を記す最初の記事である。

次いで同仁徳天皇53年5月条には、新羅が朝貢せずそれを問いたすために「上毛野君祖竹葉瀬」が派遣された。竹葉瀬は一旦帰朝した後再び派遣されたが、その際には後を追って弟の田道も遣わされたとある。この田道は精兵を伴っており、また精騎を連れて新羅軍を壊滅させ、捕虜を連れ帰ったとされている。その後同55年条には、蝦夷の反乱に際してこれを撃つために派遣されたが伊寺水門で敗死し、それを知った妻が縊死したとあり、そして良民を襲った蝦夷が田道の墓を掘ったところ大蛇が現れ、蝦夷を滅ぼしたことが記載されている。

この2つの「祖」の間の関係を示す記事は見あたらない。そこでその両者を比較してみると、新羅討伐と対外交渉への派遣で共通しており、荒田別は將軍に任じられている。また2人が組んで行動している点でも共通するが、竹葉瀬と田道は兄弟とされているのに対して、荒田別と鹿我別の関係は不明のままである。一方、荒田別らは「別」姓を付けられ、中央政権に加わっていた要素が認められるが、竹葉瀬らはそれが付けられていない。そして荒田別らは外交使節として百済に派遣されており、田道が蝦夷征討に派遣されている点で大きな相違がある。以上のことからこの2つの記事群は、本来は別個に作られていたものと見るのが自然であろう。次にこれを(3)で検討した「始祖」系統と比較してみると、

①前段の新羅派遣や外交に係わる点では異質である、

②最後に田道が蝦夷征討に派遣されていることで、両者は結び付く、

③田道の蝦夷征討の記事は、御諸別王までのそれに較べて、生々しさをもって描かれている、といったことが挙げられる。これらの点を考慮すると、『紀』撰修時期の上毛野氏にとって、竹葉瀬・田道の逸話は実態を反映した身近な祖先譚としてあったものと理解することができる。そのように見るならば、始祖豊城入彦命系統記事はこれを基にして、上毛野氏の「奉事根源」を示すものとして形成された可能性が強い。

(5) 上毛野君氏伝承の構成と内容一小結

これまでに述べてきた『紀』に見える「祖」の記事を、整理した上で検討してみる(表1)。

先ず系譜の構成については、各記事に見える系譜表記と内容から、次のことが分かる。

①系譜表記から〔A 1—〇—A 2—A 3〕となり、始祖から4代までの関係は明らかである。

表1 上毛野君氏伝承記事

上毛野君氏祖関係	豊城入彦命系譜	名	事 績	出 典	区 分
上毛野君・下毛野君始祖	崇神天皇の皇子	豊城入彦命	相夢により東国統治を担当	『紀』崇神48 『記』崇神では「祖」	A 1
上毛野君遠祖	—	八綱田	将軍として狹穗彦の謀反を平定。称号倭日向武日向彦八綱田。	『紀』垂仁5	B
—	豊城入彦命の孫	彦狭島王	東山道十五国都督。病死。屍は上野国に葬る。	『紀』景行55	A 2
—	彦狭島王の子	御諸別王	専ら東国を領す。蝦夷を平定。子孫は今東国に有り。	『紀』景行56	A 3
上毛野君祖	—	荒田別・鹿我(巫)別	将軍として新羅へ侵攻。百濟から王仁を連れ帰る。	『紀』神功皇后49 『記』応神15	C 1 C 2
上毛野君祖	—	竹葉瀬・田道(竹葉瀬の弟)	新羅に派遣。精騎を率いて新羅に侵攻。蝦夷と戦い敗死。	『紀』仁徳35 『記』仁徳55	D 1 D 2

その内容には一貫性が認められ、東国の氏族である上毛野君・下毛野君氏の「奉事根源」を示すものである〔A群〕。

- ②BはA群系譜の第2代に当たるが、系譜表記は上毛野君氏に発するものである。内容は王権に近侍する武人としてのものであり、在地性は希薄である。A1とA2との間に有るものとしては一貫性を欠いており、垂仁紀の遠祖記事の1つとして挿入されたものと見なされる。
- ③C1とC2の間、およびそれらとA群、Bとの間の系譜関係はともに不明である。系譜表記は上毛野君氏に発するものである。内容は王権の軍事行動を伴う対新羅・百濟政策に係わるもので、在地性は希薄である。
- ④D1・D2とA群、B、C1・C2との間の系譜関係は不明である。系譜表記は上毛野君氏に発するもので、「祖」伝承の最後に当たる。内容は王権の軍事行動を伴う対新羅に係わるものであるが、最後に蝦夷征討行動に係わる逸話が置かれており、この点でA群との共通項をもっている。『紀』撰修時期までの実態に最も近い部分であり、A群を含む系譜形成の基部をなすものと見なすことができる。

次にその内容と特色をまとめると以下のようになる。

- ①天皇主導による国土平定事業の画期である崇神朝に東国政策の初源があげられ、豊城入彦命がその創始者として位置付けられている。
- ②『紀』撰修時期に東国の在地氏族となっている上毛野君と下毛野君は、豊城入彦命を始祖とする、つまり皇親であることが主張されている。
- ③大彦命—阿倍臣系が主に北陸道に派遣されるのに対して、豊城入彦命—上毛野君系は東山道に拠点を構えている。そして主に上毛野と下毛野地域の政治的掌握と、蝦夷地に対する征討行動を付託されたとの認識の存在を読み取ることができる。

④天皇から付託された東国統治に係わる正統な権能は、特定の皇親氏族によって引き継がれるものであることが、大彦命—阿倍臣系と並んで示されている。

⑤上毛野君氏の祖の行動の特色の1つに、天皇(王権)のもとで対新羅軍事行動や百済との外交に参加していることが挙げられている。

全体を通して古代国家の東国政策、蝦夷征討行動との密接な係わりが主題とされていることは、諸先学の指摘される通りである。これらの上毛野氏系譜について鬼頭清明氏は、『記紀』と『姓氏録』とをまとめた形で扱っているため本稿とは異なる方法での検討であるが、A群=(a), C・D=(b)とし、Bについては(a)の中で言及しているにとどめている。また系譜の中心部分は7世紀代に成立したと想定することは可能であり、『紀』の撰修時には(a)の加上、(b)の結合が行われていたとされている。またその推移について、①毛野の本来の系譜→②大王家の系譜との接合→③渡来系氏族との系譜上の接合(③は主に『姓氏録』による)と見ている。さらにその接合の時期は、(a)と(b)の接合は毛野一族が天皇家と支配隷属ないしは連合の関係に入ってから後で5世紀末か6世紀初頭にはすでに成立していたと見ている。この年代観は、埼玉古墳群の稲荷山古墳から出土した鉄剣の銘文と、東国最大級の前方後円墳で5世紀中期に築造されたと見られる太田市天神山古墳の存在に注目されてのものである。そしてこの古墳の被葬者が毛野の祖先で、畿内の大王との系譜的接合を行ったのは、この者かその直後の後継者である可能性を想定していることにもとづいている。

この太田天神山古墳の時期から『紀』の撰修が行われたと考えられる7世紀後期まで、一貫して存続した古墳群の存在が認められるならば、この見解は問題なく受け入れることができる。しかし現在までの研究では、そうした古墳群は確認されていない。そうすると本章で問題とした『紀』に載せられる始祖・祖に当たる人物群は、古来から氏族系譜としてまとまった形で伝えられてきたもの、上毛野地域の有力氏族の間に伝えられていた祖先譚が整理されたもの、また『紀』撰修段階における創作加上の可能性が想定できる。この点については、持統天皇5年(691)8月に18氏に祖先等の墓記の進上が命じられた際に、その中に上毛野氏が入っており、この氏がもつ祖先系譜が重視されていることから最後の場合は無いと考えられるが、前の2つのうちのどちらであるかの判断はし難い。つまり『紀』に載る祖先系譜は、古くから上毛野地域の有力氏族の間に伝えられてきたものを取り込んでいる可能性はあるが、その内容と構成は基本的には『紀』撰修時期の上毛野君氏の立場と、同氏に公認された系譜と見るのが穏当である。そうするとこの構造を、『紀』撰修時期までの上毛野氏および上(毛)野国の動向と照合することが次の課題となる。

2. 上毛野氏の動向

上毛野氏伝承の背景については、原島礼二氏による詳細な検討をはじめとして、多くの先学に

⁽¹⁴⁾よって言及されている。本稿での結論も、それらから外れるものではないため、ここでは前章との関連で要点を述べるのにとどめる。

(1) 上毛野君形名の蝦夷征討

『紀』舒明天皇9年(637)是歳条には、蝦夷の反乱に対して大仁上毛野君形名が将軍に任じられ、征討に当たったことが載せられている。しかし敗れて、墨に立て籠ったが蝦夷に包囲されてしまった。軍衆には逃げられて、為すところを知らず自らも逃走しようとした時、それを見た妻は「汝の祖等は蒼海を渡り、万里を跨ぎ、水表の政を平らげる。威武をもって後葉に伝う。今、汝が先祖の名を屈するならば、必ず後世に嗤われよう」と嘆いた。そして夫に酒を飲ませ、自らは夫の剣を佩き、十の弓を張って、女人数十にその弦を鳴らさせた。これによって形名は元気づき、軍衆も集まってきて、蝦夷を大敗させることができた、ということである。舒明天皇紀に載る東国政策ないし蝦夷征討に関する記事はこれのみであり、前後の状況は不明であるが、これが蝦夷征討行動での将軍任命の初見であることに注意される。この記事は目的地为記されておらず、内容には説話の様相が濃い。しかし形名が12階の中の第3位である大仁を帯びていたこと、同2年(630)8月には同じ位の犬上君三田耜らが初代遣唐使とされていることを考慮すると、形名は実在し、中央政権に勤仕する中堅官人であったと見てよい。そうするとこの説話は、形名の事績をもとにして作られたと見なしてよからう。

そこでこれを前章の祖先伝承と照合してみると、

- ①蝦夷征討行動の中樞を担っている、
- ②古来威武をもって政務に従うのを伝統とすることが、表明されている、
- ③一度は蝦夷に敗れるものの結果として大勝していること、妻が登場していることで、D2の田道の伝承に似る、

などの点で共通点があり、そこに伝承記事の基となる要素を認めることができる。

さらにこの逸話では、次の点に注目される。

(7)蝦夷征討の将軍に任命されているが、後世のように節刀と軍令を授ける形式は記載されていない。また副将軍の任命や、軍編成にも触れられていない。

(4)天皇から大権を付託されたものであるが、その軍衆は妻や多数の女人を伴うものであった。

これは将軍形名が率いた軍の性格に係わるものであるが、これからは後の律令軍団制にもとづく編成のような組織化されたものとは考えられない。これから推定できることは、将軍に任命された形名は中央官人としてあったが、その率いる軍衆は上毛野氏を中核とした氏族軍といった性格のものであり、この時期の蝦夷征討軍の一側面を示すものと見なしてよいであろう。

(2) 上毛野君稚子の新羅征討

『紀』天智天皇2年(663)3月条には新羅征討のために、前将軍上毛野君稚子・間人連大蓋、

中將軍巨勢神前臣訳語・三輪君根麻呂、後將軍阿倍引田臣比羅夫・大宅臣鎌柄らが27,000人を率いて派遣された。その6月に稚子等は沙鼻岐・奴江の2城を攻め落としている。これは唐・新羅軍を相手とした白村江の戦闘で、結局は敗戦するが、上毛野氏がヤマト近辺出身の氏族と並んで外征軍の將軍に任じられていることに注目される。この派遣軍は総領一國宰一評の行政機構を通して編成されたものと見られるが、⁽¹⁵⁾上毛野地域の係わりは不明である。

こうした実態に加えて、前項の形名の記事の中で妻が「汝の祖等は蒼海を渡り、万里を跨ぎ、水表の政を平らげる」と述べているが、「水表」が朝鮮を示す「海表」と同じであるとする⁽¹⁶⁾と、以前から外征へ参加していたとの意識が強くあったことは間違いない。これを前章の祖先伝承と照合してみると、CとDに関連する内容があり、これらは一定の歴史的事実によって成立した記事であると見なし得る。この形名と稚子の行動は、Dの竹葉瀬・田道に集約した形で見られるため、祖先伝承の中の最も新しいDが最も実態を反映したもので、上毛野氏の系譜形成の基部をなすものと理解することができる。

(3) 上毛野君三千と史書編纂

上毛野君稚子の次に個人名で知られるのは、『紀』天武天皇10年(681)3月に「帝紀」および「上古諸事」の記定と筆録を命じられた12人の中の大錦下上毛野君三千である。大錦下は26階中の第9位で、この編纂を命じられた12人の中では皇子・王を除いて最高位であり、三千がこの事業で重い立場にあったことが知られる。この三千は8月に死去しており、この編纂事業に実際に係われたのかは疑問であるが、『紀』撰修につながる事業に上毛野氏が重用されていたことが、祖先伝承と系譜の収載に大きな意味をもっていたであろうことは想像に難くない。

それは持統天皇5年(692)8月に、18氏にその祖等の墓(纂)記の提出が命じられたが、藤原・大伴・巨勢氏などの中央有力氏族に混じって上毛野氏が含まれていることは、同氏の祖先系譜と事績についての記録が国家的にも重要な存在として認識されていたことを物語っている。

(4) 上毛野君から上毛野朝臣へ

天武天皇13年(684)10月に八色の姓が定められたが、その11月1日には52氏が「朝臣」に改賜姓されている。それによると臣からの改姓が41氏、連からが2氏、君からが9氏であるが、上毛野君と下毛野君も朝臣の姓に改められている。原島氏はこの52氏は10グループに大別できるが、その各々には必ずこの前後の有力氏族が存在することを指摘している。その上でその1つである上毛野氏について見ると、畿外出身氏族で独自に祖先系譜を持っている例は吉備系・上毛野系・犬上系であること、この3つを同族の朝臣改賜姓数で較べると他が2であるのに対して上毛野系は6と多いこと、そしてこの改賜姓は畿内豪族中心のものが例外的に地方豪族に及んだ特例と見なされるが、その中でも上毛野系は中央の有力氏族に準じた扱いをされていたとの見解を出されている。このことは天武朝において、上毛野氏が氏全体としても重要な地位を占めていたことの

反映であるとされている。⁽¹⁷⁾

ここで同族と見なされている上毛野・車持・下毛野・佐味・大野・池田の6氏の関係については、関口功一氏により再検討が行われているように、後世の史料によった認識であり、この時期に同族関係でまとめられるものであったかは検討の余地がある。しかし少なくとも系譜上とともに豊城入彦命を始祖とし、東国に由来する上毛野氏と下毛野氏が含まれていることは偶然とは言えまい。それは天武朝における2氏の地位を反映したものであることは間違いなく、その中心部分に対して現実のそれにふさわしい姓が付与されたと見なされるのである。

(5) 律令官人としての上毛野氏

上毛野氏は7世紀前期には既に中央政権の一員となって活動していた様相が窺えるが、7世紀末期から8世紀初期にかけて、朝臣の姓を与えられた上毛野氏の中央政府官人としての活動が散見される。

『播磨風土記』の飾磨郡と揖保郡条には、持統天皇4年(690)頃に播磨国宰に任じられた上野大夫の事績が記載されており、また文武天皇4年(700)10月には直広参上毛野朝臣小足が吉備総領に任じられるなど、⁽¹⁹⁾地方行政に携わっている者があった。一方、藤原宮跡出土の木簡に「舍人官上毛野阿曾美□□□」⁽²⁰⁾と書かれたものがあって、三千と同様に中央政府の官人であり、⁽²¹⁾浄御原令制下で天皇に近侍する舍人の統括官となっていた者もあったことが知られる。

8世紀に入ると、上毛野朝臣男足(小足)は大寶3年(703)7月に正五位上で下総守に任じられ、和銅元年(708)3月には従四位下で陸奥守となっている。この時には従五位上上毛野朝臣安麻呂も上総守に任じられているが、この安麻呂は同2年(709)7月に男足の後を受けて陸奥守となっている。また養老4年(720)9月に陸奥国からの奏言で、蝦夷の反乱によって按察使上毛野朝臣広人が殺害されたことが報告されているが、⁽²²⁾この広人は陸奥按察使であり、この時期の按察使は国守が兼ねていたことから陸奥守であった可能性がある。⁽²³⁾史料に見られる初代・2代の陸奥守に上毛野氏が連続して任命されていることは、前章で見た祖先伝承を彷彿させるものがある。さらにそこに広人の例が加えられるならば、この時期における上毛野氏と陸奥国との係わりは偶然の産物とは見なし難く、相応の歴史的事情を背景にしたものと考えてよいであろう。これ以外にもこの時期には、慶雲4年(707)2月に従五位下を授けられた上毛野朝臣堅身、和銅2年正月に従五位下を授けられた上毛野朝臣荒馬が知られる。⁽²⁴⁾

以上のように7世紀末期から8世紀初期にかけて、上毛野氏は連綿として中央政権に人材を輩出しており、その中でも陸奥国の律令支配との係わりが目立つことに注意される。

(6) 下毛野氏の動向

ここで豊城入彦命を始祖とし、朝臣を賜姓されたもう一方である下毛野氏について、主だった人物を見ておく。文武天皇4年6月に刑部親王をはじめとする19人に律令の選定が命じられたが、

その中に直広参下毛野朝臣古麻呂が加わっている。この古麻呂は『紀』持統天皇3年(689)10月庚戌朔条に直広肆下毛野朝臣子麻呂と見え、奴婢600口を解放することを願い出て許されているのを初見とする。大宝2年(702)5月には従四位下で朝政の議に参加、同3年(703)2月には律令選定の功績により田10町・封50戸を賜り、慶雲2年(705)4月には兵部卿、和銅元年3月には式部卿に任じられるなど、この時期の豊城入彦命系譜の氏族の中で最も目ざましい功績を残した人物である。古麻呂が死去した翌年の和銅3年(710)正月には下毛野朝臣某が、霊亀元年(715)正月には下毛野朝臣石代が従五位下を授けられている。この石代は養老4年に左京介であったが、上毛野朝臣広人が殺害された直後に征夷副将軍に任じられていることに注目される。この他に養老5年(721)正月に従五位下を授けられた下毛野朝臣虫麻呂がいる。虫麻呂は官人であるが学業に優れ、師範とするにふさわしいため恩賞を賜り、式部員外少輔に任じられて⁽²⁵⁾いる。

以上のように古麻呂が中央政府の有力官人となっていることから分かるように、下毛野氏は東山道の有力氏族としての評価を得ていたことは間違いない。また緊急の事態に際して石代が征夷副将軍とされていることは、下毛野氏が蝦夷政策に係わりを持つ存在であったことを窺わせるものである。しかし上毛野氏と比較した場合、史料上で知られる限りでは蝦夷征討や外征に直接加わっている例はなく、中央官人となって活動している者も少ない。また『紀』に記載される祖先伝承を見ると、崇神天皇48年紀に豊城入彦命を始祖とすることがあるのみである。こうした現象は、『紀』撰修時期における両氏の人材と活動の実態の違いが、同じ始祖とされているにもかかわらず、それに続く祖先伝承が採録される上での差となったことを示すものであろう。引いてはこのことが上毛野氏を、豊城入彦命系譜の中心と見なす認識を固める基となったのではないか。

(7) 上毛野氏と上毛野国一小結一

7世紀から8世紀前期にかけての上毛野氏の活動を見ると、早くは形名と稚子のように祖先伝承成立の背景となり得る実績をあげた者、次いで三千のように氏族の事績を国家形成史の中に位置づけ、史書にとどめる立場にあった者など、(5)で見たように相当数の人材が中央政権の官人として活躍している。それは同じく豊城入彦命を始祖とし、君から朝臣へ改姓された下毛野氏と対称的である(表2)。歴史的品格と位置づけは上毛野氏と同等に評価されながら、『紀』に祖先伝承と事績の記事が見られない理由は、この時期の中央政権内での両者の実態の差によると理解するのが妥当であろう。

次に7世紀代の、形名による征討以後の中央政権の対蝦夷政策を見ると、大化3年(647)に淳足柵の造営、同4年(648)の磐舟柵の設置があり、斎明天皇4年4月には阿倍臣が海路から日本海側の蝦夷を討つなど、専ら越・出羽方面での平定活動が進められている。その一方、皇極天皇元年(642)に越辺の蝦夷数千人を内国に貫附したのをはじめ、同年10月には朝廷で饗応したこと、斎明天皇元年(655)7月には越の蝦夷99人、陸奥の蝦夷95人を饗応したこと、天武天皇11年(682)には陸奥国の蝦夷22人に爵位を与えるなど、持統・文武朝に至るまで内国への取り込みと

表2 「記紀」撰修時期の上毛野氏と下毛野氏

上毛野氏		下毛野氏	
上毛野君三千	681 帝紀等の編纂同卒(大錦下)	下毛野朝臣古麻呂	689 奴婢600口を免ず(直広肆)
上野大夫	690頃 播磨国宰		700 律令選定に功あり
上毛朝臣小足	700 任吉備総領(直広参) 703 任下総守(正五位下) 708 任陸奥守(従四位下) 709 卒(従四位下)		701 新令を講ず・右大弁 705 任兵部卿(従四位上) 708 任式部卿 709 卒式部卿大將軍(正四位下)
上毛野朝臣堅身	707 (従六位下→従五位下) 713 備中介→任美作守	下毛野朝臣石代	701 百官の誅(従七位下) 707 下毛野川内朝臣に改姓 720 任持節征夷副將軍・左京亮(従五位下)
上毛野朝臣広人	708 (従六位上→従五位下) 714 迎新羅使右副將軍(従五位上) 717 任大倭守(従五位上) 720 陸奥国按察使殺害される(正五位下)		
上毛野朝臣安麻呂	708 任上総守(従五位上) 709 任陸奥守(従五位上) 711 (従五位上→正五位下)		
上毛野朝臣荒馬	709 (正六位下→従五位下)	下毛野朝臣□	710 (従六位上→従五位下)
		下毛野朝臣虫麻呂	720 (正六位上→従五位下)

皇民化も活発に行われている。持統天皇3年(689)正月には陸奥国優嗜曇郡の城養蝦夷の脂利古男麻呂を沙門とするなど、蝦夷地の律令的編成が進んだ様子が窺えるが、史料によるとそれは出羽方面に較べて陸奥方面で著しかったことが知られる。そのことは仙台市にある7世紀後半に創建された郡山遺跡に代表される、整った官衙と寺院が営まれる状況が確認されていることから証明される。⁽²⁷⁾ こうした動きの中で、形名の後には上毛野氏が活動した記録は見られない。それは陸奥方面での征討行動の記事自体が無いことに起因しようが、裏を返せば上毛野氏の主な活動の舞台が陸奥方面であったことを示している。そして7世紀中期以降、そこで必要とされるようになっていたのは、律令制度にもとづく体制作り、即ち行政組織の創設と運営である。それをなし得るのは、中央政権の権力に裏付けられた官人であることは言うを待たない。そこで和銅元年3月に上毛野朝臣男足(小足)が、続いて同2年7月に上毛野朝臣安麻呂が陸奥守に任じられていることが改めて注目される。それは当人の官人としての能力は当然のことながら、前代まで上毛野氏が担っていた歴史的役割が加味されての措置であると考え得るのである。

これより少し前の史料となるが、『紀』大化元年(645)8月庚子条には東国等国司の任命と職務を挙げる中で、国郡にある刀・甲・弓矢は取公するが、辺国で蝦夷と近く境を接する所は、調査をした後で仮にもとに戻すことが命じられている。そして翌2年(646)2月甲子条の東国国司の功罪報告の中で、紀麻利者挖臣の罪状として人を朝倉臣等のもとに遣って馬を牽かせたり、朝倉君に刀を作らせたり、弓や布を得たりしたことが挙げられている。この朝倉君は上野国那波郡朝倉郷の在地氏族であると考えられるが、この2つの記事から、蝦夷地に近接する国はなお緊張状態にあったこと、東国国司が上毛野国にも派遣されたこと、そしてその在地氏族は刀・弓などを揃えていたことが知られる。陸奥方面での律令的編成が進められる一方で、その背後の上毛

野国を含む地域ではなお戦闘に備える体制がとられていた訳である。その後こうした状況がいつまで続いたかは明らかでないが、陸奥方面での政治活動が軍事行動と不可分の関係にあったことは、『続日本紀』（以下『統紀』と略す）和銅5年（712）9月己丑条の出羽国建置を求める太政官奏で「国を建て疆を辟は、武功の貴ぶ所なり。官を設け民を撫するは、文教の崇める所なり。」と文武両面の必要が述べられていることから想像できる。その点で蝦夷地に派遣される官人には、危急の事態に速やかに対処できる条件を備える者が望まれたと推察されるのである。その点で上毛野氏は条件にかなうと目されていたために、連続し陸奥守に任用されたのではなかったろうか。養老4年に上毛野朝臣広人が殺害された直後に、左京介の下毛野朝臣石代が征夷副将軍に任じられていることも、そうした状況を物語るものと理解できよう。そしてそれは上毛野あるいは下毛野地域という基盤があってこそその動向と考えるのである。

3. 蝦夷政策と上野国の位置

上毛野氏が基盤とし、その名の由来とした上毛野一上野国が、律令国家の蝦夷政策の中でどのような係わり方をしたかを概観し、その意味するものを検討していく。

（1）和銅2年の蝦夷征討

和銅2年（709）3月5日に陸奥・越後の2国の蝦夷が良民を害する状況が生じたため、遠江・駿河・甲斐・信濃・上野・越前・越中の7国に使いを派遣して兵士を徴発し、左大弁正四位下巨勢朝臣麻呂を陸奥鎮東将軍、民部大輔正五位下佐伯宿禰石湯を征越後蝦夷将軍、内蔵頭従五位下紀朝臣諸人を副将軍に任命して、兩道（東山道と北陸道と見なされる）から征討に向かわせた⁽²⁸⁾。この争乱は前年9月の出羽郡設置に対する反発が招いたものと見られるが、8月25日には征蝦夷将軍佐伯宿禰石湯と副将軍紀朝臣諸人が事を終えて入朝しており、速やかに解決されたようである。これは律令体制が整って初めての本格的な蝦夷征討行動であるが、次の点に注目される。

- ①舒明朝での形名の場合と異なって、節刀と軍令が授けられている。将軍には中央政府の文官が任命されており、上毛野氏が軍事行動に関与したことを示す記事は見られない。
- ②『統紀』の同年7月乙卯朔条に諸国の兵器を出羽柵に運送することなどから、この主な舞台は出羽方面であった。
- ③兵士の徴発対象とされた7ヶ国の中で、関東平野の諸国からは上野国のみである。ただし後で常陸国も加えられたと見られる。

この征討行動の前後、前章で示したように上毛野朝臣小足と安麻呂が相次いで陸奥守に任じられており、この緊迫した事態に現地の行政責任者として対処していたことが知られる。そして上野国が兵士の動員にあたって、関東平野諸国の中で際だった扱いをうけていた状況のあったことが認められる。

(2) 8世紀の対蝦夷行動と上野国

そこで8世紀における蝦夷征討行動と柵戸移民の記事を整理すると表3のようになる。これから一連の蝦夷政策における上野国の係わり方に注目すると、次のことが明らかとなる。

- (ア) 全20例のうち、その全てに係わっている。
- (イ) 710年代までは関東平野諸国の中で、ほぼ単独で扱われている。
- (ウ) 出羽・越後方面への活動でそれが目立つ。

ここで注意されるのは、上野国が東山道に属する陸奥国方面だけでなく、出羽方面での征討と柵戸移民の活動においても活発な動きを示していることである。1で挙げた氏族伝承や蝦夷征討の記事では、7世紀代までの日本海側での行動は大彦命—阿倍氏系に委ねられていた様相が窺え、上毛野氏ないし上(毛)野国が係わったことは知られない。そうしてみるとこれは、律令支配機構を通しての蝦夷政策が進められる中で浮上してきた新たな動きであり、上野国に課せられた役割の変化を示すものである。

(3) 上野国の位置

そこで律令政府が進める蝦夷政策の中で、上野国がどのような位置にあったかを知るため、2つの記事を取り上げる。

先ず『統紀』霊龜2年(716)9月乙未条に載る中納言巨勢朝臣万呂の奏言である。万呂は出羽国の安定と開発を図るため、「隨近国」の民を移すことを奏言し許可されているが、この対象とされたのは陸奥国置賜郡・最上郡、信濃国、上野国、越前国、越後国であった。つまり上野国は関東平野諸国の中で唯一対象とされたが、それは出羽国の「隨近」国と見なされていたからであった。この「隨近」の用語は養老賦役令調皆隨近条などに見られるが、「近くのものから」との意味である。そこで上野国の地理的な位置に注意してみると、関東平野の北西部にあって中部山岳地帯との接点に当たる内陸国である。律令期の東山(道)駅路では、碓氷坂(峠)がその両者を結ぶ要衝とされていたことから分かるように、関東平野諸国のうちでは経路の上で最も越・出羽方面に近く、しかもそこへの通路を扼する位置を占めていた(図1)。つまり関東平野から越・出羽方面に向かう場合、幹線路は上野国を横断しその西端で碓氷坂に臨むが、それは取りも直さず危急の事態に際して、この国の人と物資を動かすのが時間的にも経費的にも最も効率的であったことを意味する。前節の(イ)・(ウ)はそうした上野国が占める地理的条件がもととなって生み出された、政治的事象と理解できるのである。

この経路が重要視されていたことは、1—(3)で挙げた『紀』景行天皇40年是歳条が載せる、日本武尊の蝦夷征討の巡行路からも窺える。そこには対蝦夷政策における、関東平野諸国の北の出入り口としての上野国の位置が如実に示されている。この逸話は『記』の景行天皇紀の内容とは異なっており、⁽²⁹⁾『紀』撰修の時の実態と認識を反映していると見てよく、当時の上(毛)野国の

年 月 日	内 容
(709) 和 銅2・3・5	陸奥・越後二国蝦夷野心難訓，屢害良民，遣使〔国名〕等国，出自両道征伐
〃 2・9・26	〔国名〕等軍士，経征役五十日已上者，賜復一年
(714) 〃 7・10・2	割〔国名〕国民二百戸，配出羽柵戸
(715) 靈 龜元・5・30	移〔国名〕六国富民千戸，配陸奥
(716) 〃 2・9・23	建出羽国，已經数年吏民少稀，○中略 請令隨近国民，遷出羽国，〔国名〕四国百姓各百戸
(717) 養 老元・2・26	以〔国名〕四国百姓各一百戸，配出羽柵戸
(719) 〃 3・7・9	遷東海・東山・北陸三道民二百戸，配出羽柵
(722) 〃 6・9・29	令諸国司簡點柵戸一千人，配陸奥鎮所
(724) 神 龜元・4・17	教坂東九国軍三万人教習騎射，試練軍陳
(737) 天 平9・4・14	追〔国名〕六国騎兵惣一千人，開山海両道
(758) 天平宝字2・12・8	徵發坂東騎兵・鎮兵・役夫及夷俘等，造桃生城・小勝柵
(759) 〃 3・9・27	遷坂東八国并越前・能登・越後等四国浮浪人二千人，以為雄勝柵戸
同	割留〔国名〕七国所送軍士・器仗，以貯雄勝・桃生二城
(769) 神護景雲3・2・17	陸奥国桃生・伊治二城营造已畢，○中略 宣令坂東八国，各募部下百姓，○中略 則任願移徙
(774) 宝 龜5・8・2	勅坂東八国曰，陸奥国如有告急，隨国大小，差發援兵二千已下五百已上
(775) 〃 6・10・13	出羽国言，蝦夷余燼，猶未平殄，○中略 鎮兵九百九十六人，○中略 勅差〔国名〕四国兵士發遣
(780) 〃 11・7・22	調發坂東軍士，限來九月五日，並赴集陸奥国多賀城
(783) 延 暦2・6・6	勅日，夷虜乱常，○中略 宜仰坂東八国，簡取所有散位子，郡司子弟，及浮岩等類，身堪軍士者，隨国大小，一千已下五百已上，專習用兵之道
(788) 〃 7・3・3	調發東海・東山・坂東諸国歩騎五万二千八百余人，限來年三月，會於陸奥国多賀城
(796) 〃 15・11・21	發〔国名〕国民九千人，遷置陸奥国伊治城
(802) 〃 21・正・11	官軍薄伐，闢地瞻遠，宜發〔国名〕等国浪人四千人，配陸奥国胆沢城

○ 兵・騎兵など 国名を記す

● 同 上 「坂東」と記す

△ 同 上 「東山(海)道」と記す

□ 柵戸・移民など 国名を記す

■ 同 上 「坂東」と記す

▲ 同 上 「東山(海)道」と記す

※ 目的地

蝦夷征討行動

越前	越中	越後	信濃	上野	武蔵	下野	陸奥	出羽	甲斐	相模	上総	下総	常陸	安房
○	○	※	○	○			※		○					
○	○	○	○	○			○		○				○	
		□	□	□				※						
			□	□	□	□	※			□	□		□	
□		□	□	□			□	※						
□		□	□	□				※						
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	※	▲	▲	▲	▲	▲	▲
							※							
				●	●	●				●	●	●	●	●
				○	○	○	※	※			○	○	○	
				●	●	●	※	※		●	●	●	●	●
■				■	■	■	※	※		■	■	■	■	■
				○	○	○	※	※		○	○	○	○	
				■	■	■	※			■	■	■	■	■
				●	●	●	※			●	●	●	●	●
				○	○	○		※		○				
				●	●	●	※			●	●	●	●	●
				●	●	●				●	●	●	●	●
			△	●	●	●	※		△	●	●	●	●	●
				□	□	□	※	□		□	□		□	
		□	□	□	□	□	※		□	□	□	□	□	

—— : 出羽国隨近国, ≡ : 坂東諸国

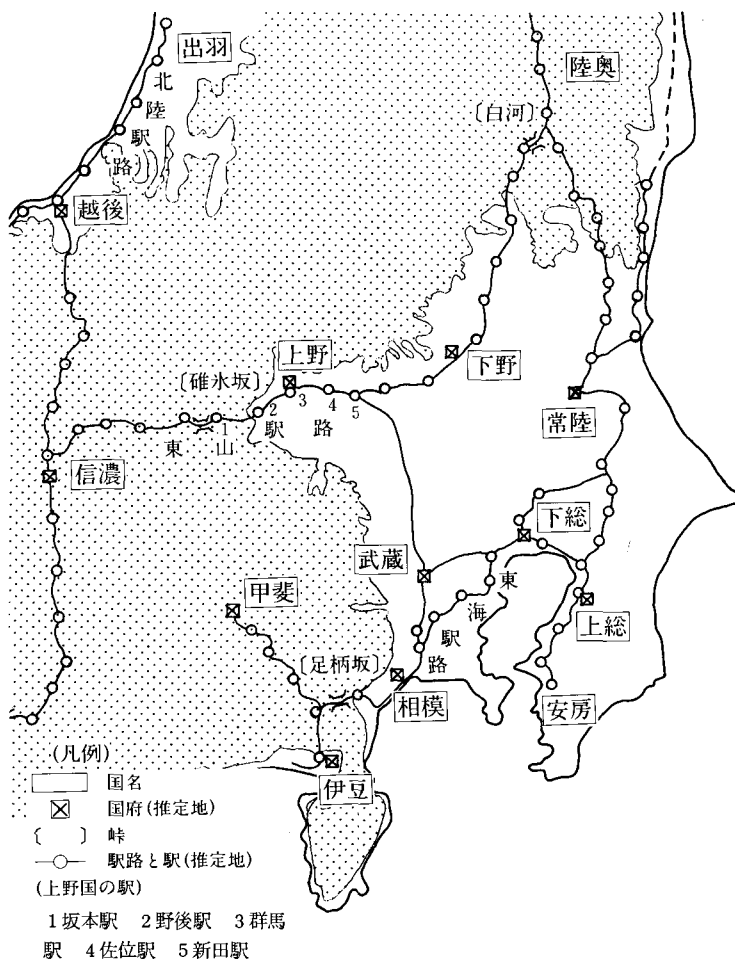


図1 古代上野国の位置

政治的位置を物語るものである。

次は『統紀』宝龜2年(771)10月己卯条の太政官奏である。これはそれまで東山道に属していた武蔵国を東海道に移管することを求めたものであるが、上野国の新田駅は下野国足利駅へ直通する東山(道)駅路本道と武蔵国府を経て東海(道)駅路とを結ぶ枝路の結節点であったことが知られる(図1)。今日風に例えるならば、高速道路のジャンクションに相当しよう。つまり上野・下野国あるいは陸奥国から畿内方面へ向かうとき、新田駅を経由することによって状況に応じて東山(道)駅路か東海(道)駅路を使うかの選択が可能となる。また逆に畿内方面から来る場合には、東海(道)駅路を通っても新田駅を経由して東山道方面に入ることができる。実際に和銅元年(708)3月に上野守となった田口朝臣益人が、赴任に際して東海道の駿河国浄見崎を通過していることをはじめ、本来東山(道)駅路を使うべきものが東海道を経由している例は少なくない。こうした中央集権機構を円滑に進める上で必要な経路の確保とその拠点の掌握は、常に政治的措置の優先事項とされたことは疑いない。その意味で西の碓氷坂(峠)と東の新田駅を所管

する上野国は、その地理的条件によって政治的な立場を重くするものであった。そして国内においては、この駅路ないしその前身の幹線路が通る地域の政治的安定の確保が、最重要課題となっていたことは容易に想像できる。

(4) 上野国の馬

次に地理的条件に関連して、この地域の馬について見てみる。⁽³²⁾

天平9年の大野朝臣東人の蝦夷地での行動には、その中核として上野など6ヶ国の騎兵1000人が従っており、⁽³³⁾『統紀』天平宝字3年(759)9月己丑条の勅によると、陸奥国の桃生城・出羽国の雄勝城の造営に役した郡司・軍毅・鎮兵・馬子等8180人に、郷土を離れていたため生業に支障があったことから税の減免が行われた。これら以外にも蝦夷征討行動で、騎馬が多用されていたことを窺わせる記事が散見できる。一方、『類聚三代格』弘仁6年(815)3月20日の太政官符「禁断出馬事」では、「軍団の用、馬に先んじるはなし」として、強壯の馬は軍用に充てるため陸奥・出羽国の界から出すことを禁じている。しかし駄馬はこの限りではないことが述べられており、これらの国界を越えて駄馬の往来が行われていたことを示している。『統紀』延暦2年(783)4月辛酉条に「坂東の境(の地域)では恒に調発に疲れ、播殖の輩は久しく転輸に捲む」とあることから、坂東と蝦夷地との間では恒常的に物資の輸送が行われていたことが分かるが、これに駄馬が使われていた可能性は大きい。高橋崇氏は軍防令兵士為火条に1火毎に駄馬6頭が充てられるとの規定から、1軍団では600頭が飼育されていたことを算定されているが、⁽³⁴⁾このことから騎馬をはるかに越える数の駄馬が存在し、活動していたことが理解できよう。⁽³⁵⁾

上野国に官牧が設置され、良馬の増殖と飼育が行われていたことは、天平6年(734)の『尾張国正税帳』に「下上野国父馬老拾匹」と見えることから明らかである。また平安時代の初めには、信濃・甲斐・武蔵国とともに御牧が設定され、朝廷に対し毎年9つの牧から50頭の御馬が貢進されていた。そして『延喜式』左右馬寮式には、これ以外に毎年45頭の馬を中央政府に貢進するとされているが、この合計の95頭は全国でも最多であり、上野国で官馬の飼育が盛んに行われていたことを示している。官牧・官馬にとどまらず民間でも馬の飼育が盛んであったことは、『類聚三代格』延暦15年(796)2月25日の太政官符「定百姓私馬牛印事」で、上野国では百姓が官馬を盗み取り、「官」の焼印の上から私印を押して証拠隠滅を謀っていること、また同じく昌泰2年(899)9月19日の太政官符で、坂東諸国では駄馬を以って運送に当たる富豪之輩が盗賊化しているため、足柄と碓氷坂に関所を設けて取り締まるとしていることなどから窺うことができる。

近年関東平野の最北端に当たる北群馬郡子持村の白井北中道遺跡で、榛名山二ツ丘噴出のF P層直下から多数の馬蹄の痕跡が発見された。⁽³⁶⁾これによって6世紀前期に馬の飼育が行われていたことが確認され、上毛野地域での馬の飼育が奈良時代に突然始まったのではなく、長い伝統をもつものであったことが証明された。次の(5)でも述べるように蝦夷征討行動とその地の経営には、

関東平野諸国から多量の人的・物的資源の供給が必要とされたのであり、その運搬には膨大な数の駄馬が確保されなければならなかった。これに必要な馬の存在は、中央政権がこの地域を蝦夷地への進出拠点として注目する要因たり得るし、その掌握と活用は地域の氏族にとって政治的位置を確立する上で大きな意義を持つものと認識されたことは容易に想像できる。そう見てくると地理的要因に次いで、馬の飼育が上毛野地域の歴史的特性を形成するものであったと推定することができる。⁽³⁷⁾

(5) 坂東の成立—小結—

以上のように、律令制度下でも上野国はその地理的条件から、中央政権が進める蝦夷政策のなかで並々ならぬ役割を演じていた。しかしそれにも変化が訪れるが、それを地域呼称である「坂東」との係わりから検討してみる。

前掲の表1からも分かるように、兵士や柵戸などの対象地の表記法に注意すると、養老3年(719)6月の「東海・東山・北陸三道」を除く外は、天平9年(737)4月までは「常陸・上総・下総・武蔵・上野・下野等六国」のように具体的な国名が挙げられている。それが『統紀』天平宝字2年(758)12月丙午条には「坂東騎兵・鎮兵・役夫及夷俘等」を徴発して桃生城と雄勝柵を造らせるとの記事が載るが、ここで「坂東」の名称が使われている。これの具体的な内容については、翌3年(759)9月庚寅条の雄勝柵に関する記事に「坂東八国并越前・能登・越後等四国」とあり、続いて「相模・上総・下総・常陸・上野・武蔵・下野等七国」とも見えることから、この7国に安房国を加えた8ヶ国を指すことは明らかである。またその意味は、前述の『記紀』の日本武尊の東国巡行譚や『常陸国風土記』の初めに「自₍₃₈₎相模国足柄岳坂₍₃₉₎以東諸国惣称₍₃₈₎我姫国₍₃₈₎」とあること、また養老公式令朝集使条の「東海道坂東」・「東山道山東」について、義解が前者を「駿河与相模界坂」つまり足柄坂、後者を「信濃与上野界山」つまり碓氷坂としている⁽³⁹⁾ことから、この2つの坂で区切られた東を意味することも明らかである。

「坂東」の史料での初見は、『統紀』神亀元年(724)4月癸卯条の「坂東九国軍三万人教₍₃₈₎習騎射₍₃₈₎」であろう。これはその3月に陸奥国の蝦夷が反乱を起こし、大掾佐伯宿禰児屋麻呂が殺害されたことに対する一連の措置の1つで、「坂東」は対蝦夷行動との関連で使われ始めている。それ以降も、同神護景雲3年(769)2月丙辰条の桃生・伊治城への農民移住、宝亀11年(780)5月丁丑条の伊治砦麻呂の乱に対する備蓄、延暦2年4月辛酉条の鎮所へ運んだ穀に関する記事など、専ら対蝦夷政策との係わりで使われていることが知られる。その一方、『統紀』延暦15年(796)11月戊申条の相模・武蔵・上総・常陸・上野・下野・出羽・越後等の国民を伊治城に移した記事には、「坂東」が使われていない。それはこれに下総・安房の2国が入っていないためであり、1ヶ国でも欠けた場合には「坂東」の呼称は使われなかったことが推察できる。同様な例は『日本紀略』延暦21年(802)正月戊辰条の浪人を胆沢城へ配置する記事にも見られる。これらの用例から「坂東」は、律令政府の対蝦夷政策において、行政上では東海道と東山道とに区分か

れる関東平野諸国を包括して扱う際に使われる呼称として成立したものと理解できる。

こうした「坂東」が成立し、頻繁に使われるようになったということは、律令政府が関東平野諸国の個々の状況を考慮することなく、地理的まとまりをもつ全体を包括的に掌握し政策を遂行できるようになったことを物語る。それは取りも直さず「随近」国として重視されていた上野国が、「坂東」に含まれる諸国の1つとして扱われるようになったことを意味する。従って「坂東」の成立は、それまで中央政権の対蝦夷政策で、長い間上野国—上毛野地域が担ってきた役割の消滅を示すものと見なすことができる。こうした状況の背景として養老から神龜年間に陸奥国府であり鎮守府が併置された多賀城が創建されたこと、天平宝字年間の桃生城や雄勝城の設置など、蝦夷地での律令支配の拠点形成が進んだことが挙げられる。そして『統紀』延暦9年(790)10月癸丑条の太政官奏に「当今坂東の国、久しく戎場に疲れる。強壯の者は筋力を以って軍に供し、貧者は転餉を以って役に赴く」、また『類聚国史』弘仁元年5月辛亥条に載る東山道観察使兼陸奥出羽按察使の藤原緒嗣の言の「往年征伐有る毎に、必ず軍糧は坂東の国に仰ぐ」などに端的に示されているように、拠点の維持・経営のために必要な膨大な量の人的資源と物資の供給に耐え得る新たな「随近」地域として、「坂東」という一元的地域が設定されたと見ることができるであろう。

4. 豊城入彦命系譜の構造

上毛野氏とそれが本拠とした上(毛)野国の歴史的特性を、古代国家の動向との関連で捉えようとした場合、中央政権の蝦夷政策と密接な係わりをもつことが明らかになったと思う。特に7世紀から8世紀初期にはそれが顕著に現れるが、中期になるとそういった特性も表向きには消滅に向かう。それではその過程で、それがどの様に認識されていったか、つまり上毛野氏と上野国—上毛野地域の歴史的特性に対する評価はどうであったかを、いくつかの改姓記事と豊城入彦命との係わりを通して調べてみる。そこで参照のために『姓氏録』に記載されている豊城入彦命を祖とする氏族について整理しておく(表4)。

(1) 上毛野坂本君

天平勝宝5年(753)7月に左京人石上部君男嶋等47人が、「上毛野坂本君」への改姓を言上して許されている。その中で男嶋は、父の登與が大宝元年(701)に上毛野坂本君の姓を賜ったのに、子孫は戸籍などで石上部君とされたままであるので、父の姓に従って改めたいと申し出ている。この男嶋は神護景雲元年(767)3月には「上毛野坂本公男嶋」と見え、この時に上野国碓氷郡の人である外従八位下上毛野坂本公黒益とともに「上毛野坂本朝臣」と朝臣姓を賜っている。このことから天平勝宝5年の改姓でも、在京者とともに在地の一族も対象とされていたことが分かる。こういったことは在京者と在地者の間に、強い同族意識と緊密な交流が持ち続けられていたこと

表4 『新撰姓氏録』による豊城入彦命系氏族

世	豊城入彦命との関係	関連史料	氏族名(記載区分)	表記区分	関連地名
	豊城入彦命之後	『紀』崇神48 一片向東，當治東國。上毛野君・下毛野君之始祖。 『記』崇神紀 上毛野君・下毛野君等之祖也。	下毛野朝臣(左京・皇別下) 上毛野朝臣(右京・皇別下) 佐味朝臣(右京・皇別下) 下養公(大和国・皇別) 車持公(摂津国・皇別) 村拳首(河内国・皇別) 佐代公(和泉国・皇別) 茨木造(和泉国・皇別) 丹比部(和泉国・皇別) 佐自努公(未定・河内国)	A B C C C A C A A A	下毛野国 上毛野国 佐味郷(上野国緑野郡・那波郡) 車評→群馬郡(上野国)
子	男・倭日向建日向八綱田命之後	『紀』垂仁5 上毛野君遠祖 八綱田，令擊狹穗彦。	登美首(和泉国・皇別) 輕部(和泉国・皇別) 我孫公(未定・和泉国) 我孫(未定・摂津国)	D G F F	
孫	八綱多命之後 孫・彦狹島命之後	『紀』景行55 以彦狹嶋王揮東山道十五国都督。是豊城命之孫也。	垂水史(左京・皇別下)	B	
三	三世孫・御諸別命之後	『紀』景行56 御諸別王，汝父彦狹嶋王。汝專領東国，則行治之。子孫於今有東国。	珍縣主(和泉国・皇別)	D	
四	大御諸別命之後 四世孫・大荒田別命之後	『紀』神功49 為將軍，擊新羅。 応神15 上毛野君祖荒田別，遣百濟。	葛原部(和泉国・皇別) 大野朝臣(右京・皇別上) 田辺史(右京・皇別上) 左自努公(右京・皇別上) 広来津公(大和国・皇別)	D B F F D	大野郷(上野国山田郡)(下野国那須郡)
五	荒田別命之後 五世孫・多奇波世君之後	『紀』仁徳53 上毛野君祖竹葉瀬，遣新羅。	伊氣(未定・河内国) 上毛野朝臣(左京・皇別下) 住吉朝臣(左京・皇別下) 池原朝臣(左京・皇別下) 桑原公(左京・皇別下)	F B B G B	上毛野国

六	六世孫・奈良君之後 (下毛君奈良)		川合公 (左京・皇別下) 吉彌候部 (左京・皇別下)	G B	
七					
八	八世孫・射狹君之後		車持公 (左京・皇別下)	B	車評→群馬郡 (上野国)
九					
十	十世孫・佐太公之後		池田朝臣 (左京・皇別下) 上毛野坂本朝臣 (左京・皇別下)	B B	池田郷 (上野国那波郡・邑楽郡) 坂本郷 (上野国碓氷郡)
	(三世孫・赤麻里) (三世孫・彌母里別命孫現古君) (四世孫・荒田別命男田道公)	[現古君は神功皇后代] [田道は百済に派遣] 『紀』仁徳53 竹葉瀬之弟 田道, 撃新羅。 同 仁徳55 撃蝦夷, 敗死。	広来津公 (河内国・皇別) 韓矢田部造 (摂津国・皇別) 止美連 (河内国・皇別)	C C C	八田郷 (上野国多胡郡・邑楽郡)
	(四世孫・賀表乃真稚命之後也, 六世孫・阿利真公) (五世孫・多奇波世君之後也, 三世孫・久比) (六世孫・下毛君奈良弟真若君 之後也)	[阿利真公は孝徳朝] [久比は崇峻朝]	垂水公 (右京・皇別上) 商長首 (左京・皇別下) 大綱公 (左京・皇別下)	F G B	

表記区分

- A : 豊城入彦命之後
- B : 上毛野朝臣同祖 + 豊城入彦命□世孫△△△之後
- C : 上毛野朝臣同祖 + 豊城入彦命之後
- D : ○○○○同祖 + 豊城入彦命□世孫△△△之後
- E : ○○○○同祖
- F : 豊城入彦命男または□世孫 + △△△之後
- G : ○○○○之後

を推察させる。天平頃に平城京の左京4条2坊に石上部君氏が住んでいたことが知られ、また宝亀4年(773)4月に男嶋が従五位下で造酒正となっているように、その後も京と在地とに分かれて存続したようである。⁽⁴⁰⁾

この石上部君は、『紀』仁賢天皇3年(490)2月己巳朔条に「石上部舎人」を置くと見える石上広高宮に因んだ舎人のための部、つまり名代部の管掌者として置かれた氏であろう。その上野国内での本拠地は、先の黒益や天平感宝元年(749)5月に国分寺に知識物を献じたことにより外従五位下を授けられた諸弟の例から、上野国碓氷郡にあったことは確実である。そして碓氷郡には坂本郷があり、氏族名からここが本拠地であったと見られるが、それは碓氷峠の東側坂下にあたる現在の碓氷郡松井田町坂本付近に比定される。近世の中山道の宿場で栄えた所であるが、古代にも東山(道)駅路の坂本駅が設置され、『延喜式』によると15匹の駅馬が置かれていた。⁽⁴¹⁾前章でも言及したように、そこが関東平野への北側の出入り口である碓氷坂の東側を扼する要衝であったことは、昌泰2年(899)9月頃ここに倭馬之党を取り締まるために道羅が置かれたこと、次いで碓氷坂に関が設けられていることから明らかである。⁽⁴²⁾こうした要衝に名代部が在ることは、5世紀末期にヤマト王権がこの地の掌握を図ったことを物語るものである。⁽⁴³⁾この時期は前方後円墳の変遷から見て、上毛野地域の政治構造の変換期と目されており、また7世紀に上毛野最大の勢力となる総社古墳群が始まる直前に当たる点でも注目される。

そうした名代部の管掌氏族の一員である男嶋は、改姓の請求の理由として父登與の改姓をあげているが、その実現を可能にしたのは、国家的要請である国分寺建立に対する諸弟の貢献であったろう。しかし大宝元年とされる登與の改姓を示す直接的な記事は見られず、その理由も明らかでない。そういった事情から、いち早く「上毛野十郷名」の名を与えられたことについては、在地勢力による要衝掌握の功績が中央政権に高く評価されていたことを可能性の1つに挙げるにとどまる。⁽⁴⁴⁾この改姓により上毛野氏と関係するような氏族名を得たわけであるが、この記事では上毛野氏あるいは豊城入彦命との関係は示されていないこと、それが『姓氏録』左京皇別下では「上毛野同祖。豊城入彦命十世孫佐太公孫也」と豊城入彦命の後裔とされていることに注意される。本来豊城入彦命とはつながりをもたない石上部氏とその系譜に加えられたのは、『姓氏録』編纂時期に畿内在住者があったことと、姓に「上毛野」を負ったこと以外に理由を見出し難い。この点で同じ神護景雲元年3月に「上毛野十郡(または郷)名」である上毛野佐位朝臣を賜った佐位郡の檜前君老刀自がいるが、『姓氏録』にはこの氏族は採録されていない。これは編纂時期に畿内に居住した有力者がいなかったと見られることと、この賜姓が老刀自の個人的な功勞によるものであったためと見なされる。この両氏の対比は、在京者と在地者が緊密なつながりをもつ石上部君の存在意義を明らかにしているが、さらに姓に付けられた「上毛野」が上毛野氏ではなくて地域(国)名称であることをも示している。ここでは豊城入彦命の存在が、上毛野氏とは離れた形で扱われていることに注目されるのである。

(2) 東国六腹朝臣

『統紀』延暦10年(791)4月乙未条に、近衛将監従五位下兼常陸大掾池原公綱主兄弟が改姓を願った記事がある。その中で綱主は、池原・上毛野2氏の祖先は豊城入彦命から出ていること、入彦命の子孫である「東国六腹朝臣」は各々居地に因んで姓を賜い氏を命名していること、それは古今の原則であること、従って綱主らも居地の名に因んで住吉朝臣を賜りたいと願って許されている。この池原公氏は、天平勝宝7歳(755)に粟守が上毛野君から池原君に改姓しており、ある時期に上毛野君を名乗っていたことが分かっている。⁽⁴⁷⁾石上部君の場合と異なり、この時点で豊城入彦命を祖とすることが表明され、承認されている。ここで豊城入彦命の後裔氏族の例として上毛野氏が挙げられ、その入彦命の子孫は東国にあり、居地に因んだ名をもっていることが主張されている。この論を構成する要素は、1—(5)で挙げた祖先伝承A群の内容と一致しており、この史書にもとづいた認識によった可能性がある。そしてA群では東国にある子孫として上毛野・下毛野の2氏が挙げられているのに対して、ここでは「六腹朝臣」、つまり東国に生まれた朝臣姓をもつ6氏がそれであると認識されている。その具体的な氏族名が記載されていないのが残念であるが、少し後の延暦18年(799)から編纂が始められた『姓氏録』からそれを推定することができる。

そこで豊城入彦命を祖とし朝臣姓をもつものを探すと、①下毛野(左京皇別下)・②上毛野(左京皇別下)・③池田(左京皇別下)・④住吉(左京皇別下)・⑤池原(左京皇別下)・⑥上毛野坂本(左京皇別下)・⑦上毛野(右京皇別上)・⑧佐保(右京皇別上)・⑨大野(右京皇別上)の9氏がある。このうちの④・⑤は今回の当事者であり、②は記載される氏族名の由来譚から田辺史氏が改姓したもの、⑥は前節のように後世の加上と見られることから、これらを除くと5氏が該当する。そこでこれらに共通するものを見ると、2—(4)で挙げた天武13年11月に君から朝臣への改姓がある。さらに①=下(毛)野国、③=上野国那波郡池田郷・同邑楽郡池田郷、⑦=上(毛)野国、⑧=上野国緑野郡佐味郷・同那波郡佐味郷、⑨=上野国山田郡大野郷・下野国那須郡大野郷と、上野・下野国の国・郷名に一致するものが見られる。ここで残る1つの朝臣であるが、天武13年の改姓に含まれる氏で、『姓氏録』で豊城入彦命を祖とするものを求めると車持公(左京皇別下)・(撰津国皇別)がある。また上野・下野国関連の史料を見ると、上野国では群馬郡が7世紀代までは「車評」であったこと、また下野国では国府跡から出土した漆紙文書に「車持□(部)」⁽⁴⁸⁾の記載があり、車持部が置かれていたことが知られる。この氏には朝臣をもつ者の存在が知られており、これが該当する可能性が強く、『姓氏録』には改姓の対象とならなかった者が所収されたものと考えられる。これについては『三代実録』元慶元年(877)12月25日条に、左京人従五位下都宿禰御西等4人が朝臣を賜った際に、その祖先は崇神天皇の後裔であって「上毛野・大野・池田・佐味・車持朝臣」と同祖であると主張されていることが傍証となる。

こうした史料からこの朝臣姓の6氏は、上毛野氏と同族であり、上野国と下野国に本拠地をも

つものと理解されてきた。これに対して関口功一氏は、その該当地での存在と活動を示す史料が見られないこと、その一方、池田氏は美濃・尾張国辺から東海地方辺に、大野氏は美濃・飛騨国辺にそれが認められることから、これらの氏族の本来の出身地は後者であると推察した。そして池田氏はこれには含まれないこと、また大野氏については本来上毛野地域に居住する上毛野氏の⁽⁵⁰⁾同族ではなく、律令国家の東北政策に関与する中で、この様な認識が発生したとの見解を出した。この関口氏の指摘は、現存する具体的な史料による限り、堅実であり妥当なものと言える。しかし一方で、8世紀末期に公的に通用する言葉として「東国六腹朝臣」が成立しており、個別の氏族名を挙げなくとも意味が通じていたこと、それらの氏族名が居地名と同じと認識されていたことも事実である。そして『姓氏録』が編纂された後にも、崇神天皇の子孫—豊城入彦命の後裔の朝臣姓氏族として、上毛野氏をはじめとする5氏が一群として認識されていたことも見逃せない事実である。さらに『倭名類聚抄』によるものとは言え、上野・下野国の地名にこれらの氏族名の全部が存在していることも偶然の一致とは見なし難い。こうした抽象的な史料の解釈からではあるが、これらの6つの朝臣姓氏族がこの地域と何等かの関連をもっていたこと、それが豊城入彦命を祖とする一群と見られる存在としてあったことには注目せざるを得ない。従って具体的史料の欠如をもって、通説を否定し去ることは躊躇されるものがある。そうしてみると関口氏の指摘にもあるが、上毛野・下毛野を除く朝臣姓をもつ4氏族がいつ、どの様にこうした関係を形成するに至ったかが問題となる。そこでこれらの氏族の8世紀代までの動向と、上野・下野国および上毛野・下毛野氏との係わりを見ていく。

(ア) 池田朝臣

この氏族については、池田朝臣子首が和銅4年(711)4月に従五位下に叙せられたのを初見とする。以後、池田朝臣足床が天平20年(748)10月に伊賀守、足継が天平宝字元年(757)6月に左衛士督、その後下総介・豊後守を歴任し、同7年(763)正月に左少弁となっていたことが知られる。その中でも池田朝臣真枚は天平宝字8年(764)に従五位下に叙せられた後、神護景雲2年(768)に検校兵庫軍監、宝亀元年(770)に上野介に任じられた。少納言・長門守を歴任した後、延暦6年(787)2月に鎮守副将軍となり、同8年(789)3月に征東大使紀朝臣古佐美のもとで左中軍別将として、陸奥国胆沢で渡河作戦を指揮したが失敗し、その責任を問われ解官⁽⁵¹⁾されている。

『姓氏録』では左京皇別下に、「上毛野朝臣同祖、豊城入彦命十世孫佐太公之後也、日本紀合」とされている。

(イ) 佐味朝臣

先ず挙げられるのが、壬申の乱で大海人皇子側の武将として兵を率いて活躍した佐味君少(宿那)麻呂である。その後少麻呂は、天武天皇14年(685)9月に直広で山陽使者として国司・郡司・百姓の消息を調べ、持統3年(689)には撰善言司に任じられている。この少麻呂の時に、君から朝臣に改姓されたと見られる。次に佐味朝臣虫麻呂が知られる。神亀2年(725)に従五

位下に叙され、同6年(729)2月の長屋王の変に際しては、衛門佐として六衛府の兵を率いて王の邸宅を包囲した。その後、越前守・治部大輔を歴任し、天平宝字3年(759)7月に従四位下備前守で中宮大夫を兼務した。次には佐味朝臣宮守であるが、天平勝宝7歳(755)11月に橘朝臣諸兄の謀反の状を上皇〔聖武〕に報告し、後にこの功により従五位下に叙せられた。その後、⁽⁵²⁾越前介・左京亮・安房守を歴任し、神護景雲2年に越前守となった。

『姓氏録』では右京皇別上に、「上毛野朝臣同祖、豊城入彦命之後也、日本紀合」とされている。
(ウ) 大野朝臣

壬申の乱で近江朝廷側の将として活躍した大野君果安が史料での初見である。その後、果安は天武朝で直広で糺職大夫に就いていたことが知られる。その子である大野朝臣東人は、和銅7年(714)12月に新羅使の入京を騎兵を率いて迎え、養老3年(719)に従五位下に叙された。神亀元年(724)には海道の蝦夷を征討し、その功により従四位下勳四等をうけ、天平元年(729)には陸奥鎮守府将軍として見える。同9年(737)には陸奥按察使として出羽柵への直路の開設を計画し、上野国の騎兵等を率いてこれに当たった。同11年(739)に陸奥国按察使兼鎮守府将軍大養徳守で参議となり、翌12年(740)の藤原広嗣の乱に際しては持節大将軍としてその平定に当たった。次いで大野朝臣横刀は天平感宝元年(749)閏5月に従五位上に叙せられたが、その時に鎮守判官と見える。また大野朝臣石本は、神護景雲元年(767)10月に陸奥国の伊治城を築いた功により従五位上に叙せられて⁽⁵³⁾いる。

『姓氏録』では右京皇別上に、「同(上毛野朝臣同祖)、豊城入彦命四世孫大荒田別命之後也、日本紀合」とされている。

(エ) 車持朝臣

この氏族に係わる伝承として、『紀』履中天皇5年10月甲子条に、車持君が筑紫国に行って車持部(天子の百姓)を檢校し、充神者(神に分け与えた車持部)を取ったこと、そうした行為は違法であり以後は禁じることが記載されている。朝臣姓の人物としては和銅3年(710)正月に従五位下に叙せられ、養老4年(720)10月に主税頭となった車持朝臣益、天平12年正月に従五位下に叙せられ、翌13年8月に主殿頭に、同17年(745)9月に伊予守となった車持朝臣国人などが知られる。また天平9年(737)正月に正八位下車持君長谷が朝臣を賜っており、天武13年の改姓に充てられなかった者のいたことが⁽⁵⁴⁾分かる。

この氏族は車持部の伴造で、宮内省主殿寮の殿部を構成する5氏族の1つである。職務を世襲するいわゆる負名氏であり、また『姓氏録』に「雄略天皇御世、供進乗與、仍賜姓車持公」と、その氏族名が職務に由来することが記載されている等の点で、他の5氏族とは性格が異な⁽⁵⁵⁾っている。また上野国および上毛野氏との直接関係する史料としては、寛弘3年(1006)に車持朝臣孝節が上野大掾とな⁽⁵⁶⁾っていること、『上野国神名帳』の群馬郡西郡之分に正五位車持若御子明神と従五位車持明神が記載されているのが知られる。⁽⁵⁷⁾群馬郡にゆかりをもつ氏族と考えているが、この点については別稿で検討をしたい。

以上によると、天武天皇13年の朝臣への改姓時期には、大野・佐味の2氏には有力な人物がおり、池田氏は子首、車持氏には益かその父に当たる人物がいたことが想定される。次に8世紀の活動を見ると、池田・大野の2氏には、律令政権の蝦夷征討行動で武将として主要な地位に就いた者がいる。佐味・大野の2氏には、壬申の乱で武将として活躍をした者がおり、その後は長屋王の変や広嗣の乱、橘諸兄の謀反といった国家的な変事に際して、功績をあげた者のいたことが知られる。またいずれも中央政権に加わり、活動した人材を出している。しかし上野介に任じられた者や上野国の兵を率いた者はあるものの、上野・下野国あるいは上毛野氏・下毛野氏と直接係わる記事は見られない。そうするとこれらの氏族の政治的な功績が、豊城入彦命を祖とする上での理由であったことが推察される。これに当たっては、熊谷公男氏が氏族系譜について「諸氏族の現実の政治的地位を、その祖先に由来するものとして正当化するという、きわめて現実的な政治的機能を有していた」とされていることに留意したい。こうした原理によるならば、王権により東国統治および蝦夷征討の任を付与された豊城入彦命の系譜がもつ政治的效果には、注目すべきものがあつたことは疑いない。実際にそうした行動に関わる氏族にとってそれに連なることは、対外的には現実の立場の由来を鮮明にすると同時に、内部的にはそれを氏族の特性として後世に伝える根拠を得たことになる。またこれに係わる上毛野氏の系譜には、八綱田のように政権内部での反乱行為に対処した功績が含まれており、豊城入彦命のみでなく上毛野氏が引合いに出されている理由は、これに求めることが可能であろう。

そうするとこれらの氏族は遅くとも延暦10年までには同祖関係をつくり上げていたが、その始まりがいつかが問題となる。残念ながらこれを直接記す史料は見あたらない。そこで上野・下野国にある同名の郡・郷の設置時期が残された手がかりとなるが、前述のように車評は7世紀末期までには成立しており、山田郷は平城宮跡出土の木簡に「上野国山田郡大野郷□□里」と見えること⁽⁵⁹⁾から8世紀前期までには成立していたことが確認できる。しかし池田・佐味郷については、まだそれを明らかにする史料が見つかっていない。今後の文字資料の発見と、こうした視点をもって古墳時代の地域相の研究が進められることに期待をかける以外にない。

(3) 田辺史難波の上毛野君改賜姓一小結

前節で挙げた池原君栗守は、一度は名乗った上毛野君を捨てた後でもなお、その祖先は上毛野氏と同じく豊城入彦命から出ていることを主張している。このことは8世紀末期には、改姓を目指す氏族にとって豊城入彦命が注目すべき存在と認識されていたことを示している。そうした例として田辺史氏の改姓の過程を見ていく。『統紀』天平勝宝2年(750)3月戊戌条に中衛員外少将従五位下田辺史難波等に、上毛野君姓を賜ったことが記されている。正倉院文書などにより、この改賜姓は同族に及んでいたことが分かる。また『統紀』宝龜8年(777)正月戊午条には左京人従七位下田辺史広本等54人が、上毛野公(君)に改賜姓されたことが見え、その範囲が拡大していったことが知られる。これらの改姓記事では、本来の上毛野氏あるいは豊城入彦命との関係

は示されていないが、『姓氏録』で系譜が挙げられていることは、石上部君氏の場合と同様である。その『姓氏録』左京皇別下に挙げられている上毛野朝臣には、「豊城入彦命五世孫多奇波世君之後也」に続く氏族名の由来譚の終わりに、弘仁元年（810）に朝臣姓を賜ったことが記されている。これによって外形的には右京皇別上に「崇神天皇皇子豊城入彦命之後也、日本紀合」とされている、本来の上毛野氏と区別がなくなった。

こういった改姓について熊谷氏は、カバネナ（ウジの名とカバネを併せたもの）は「祖の名」を象徴するものであり、それを受け継いだ父系の子孫は父祖と同じ政治的地位に就き得る資格をもつこと、またカバネは系譜観念にもとづくことを基本とするが、「当年之勞」を考慮することによってよりスムーズに諸氏の政治的地位の変動に対応できると規定された。⁽⁶¹⁾ こうした認識があったとすると、中央政権内で活動の地歩の確保を図る氏族にとって、実績を踏まえた上でそれにふさわしいカバネナを獲得すること、それも政治的地位が確立している氏族の系譜に加わることは、当然目指されたことであろう。またそれを受ける律令政府側にとっても、それを認めて新たな氏姓秩序を編成することは、現実の状況を円滑に動かしていく上で有利に作用すると判断されたであろう。この一連の改賜姓は、ついには本来の氏族と外形的にしる一体化が実現したことで、その典型と言えるものである。

そこでこの田辺史→上毛野君→上毛野朝臣の改賜姓の意味であるが、その出発点である難波は、神亀2年（725）に征夷將軍以下に勲位が与えられた際に、正八位上で勲六等に叙されて田2町を賜っている。⁽⁶²⁾ 次いで天平9年4月には出羽守正六位下として部内の兵500人と帰服狄140人を率いて、大室駅で多賀城から進んで来た鎮守將軍大野朝臣東人を迎えているなど、⁽⁶³⁾ 8世紀前期の律令政権の蝦夷征討行動で大きな功績があったことは明らかである。田辺史氏は『姓氏録』右京諸蕃上や『弘仁私記序』が引く『日本書紀私記』などにより、本来は河内国安宿郡（現在の大阪府柏原市田辺付近）を本貫地とする百済系渡来氏族であったことが分かるが、こうした難波の功績が上毛野氏への改姓の契機となったと見なすことは妥当であろう。それは『姓氏録』右京皇別上に挙げられている田辺史が「豊城入彦命四世孫大荒田別命之後也」とされているのに対して、田辺史から改姓した上毛野朝臣は「豊城入彦命五世孫多奇波世君之後也」と異なっていることから傍証される。つまり1—(5)で見た祖先系譜では、D1が前者に、D2が後者に該当し、ともに対外活動に係わるが、D2にはさらに蝦夷征討の内容が含まれている。そうすると上毛野朝臣を名乗る田辺史氏としては、その出自に係わる対外活動に加えて、政治の実績である蝦夷征討での功績に係わりがあるD2に祖を求めるのが適当であったわけである。さらにこうした氏族系譜を整える上で、『姓氏録』の編纂に上毛野公（後に朝臣に改姓）穎人が加わっていたことが、少なからぬ影響をもったことも容易に想像できるであろう。しばらく後の貞観5年（863）11月に、左京人上毛野公藤野・赤子等同族の男女7人が朝臣の姓を賜った際に、「豊城入彦命之苗裔也」と明記されているのは、⁽⁶⁴⁾ この系譜が定着したこととその系譜認識の主眼が豊城入彦命に据えられていたことを物語っている。

それでは改賜姓の対象とされた本来の上毛野氏が、この時期にはどのようなようであったのかが問題となる。2—(5)で述べたように養老4年9月の蝦夷の反乱の際に上毛野朝臣広人が殺害され、また天平元年(729)2月には長屋王の謀反事件に連座して上毛野朝臣宿奈麻呂が流罪に処せられるなど、中央政界での地位の弱体化が生じていたことが推測される。それに続く朝臣姓の上毛野氏に係わる記録を探すと、天平14年(742)正月に今具麻呂が従五位下に叙され、同年6月に宿奈麻呂が本位を回復する、天平勝宝年間に無位の宮守の名が知られるが、政官界での具体的な活動を示すものは天平宝字8年(764)正月に従五位下の馬長が出羽介に任じられるまで見られない⁽⁶⁵⁾。8世紀初期までの活動と比較して、明らかにこの時期には凋落の様相が認められるのである。それはまた3—(4)で触れた「坂東」の成立に象徴されるように、上野国自体の政治的地位にも変化が見られる時期に当たる。こうした本拠地の政治的位置の低下と氏族自体の脆弱化が進んだことが、本来上毛野地域とは係わりをもたない氏族が、東国統治の始源者で、その系譜に蝦夷征討の功績が明記されている豊城入彦命系譜への加上を許す原因であったと見てよいであろう⁽⁶⁶⁾。

おわりに—上毛野地域の特性とその動向—

古代国家の形成過程で上毛野氏が担った役割、つまり歴史的特性は、『紀』に記される豊城入彦命から御諸別王にいたる事績に集約、象徴されていると言ってよい。それは関東平野の東山道に当たる地域の政治的安定の確保と、それを進出経路とした蝦夷地—陸奥方面の平定事業を進めることであった。渡良瀬川を境にした西半部は上毛野氏を、東半部は下毛野氏を頂点とする諸地域氏族がそれに当たったが、その両勢力を包括するように王権(中央政権)の政治力が働いたものと考えられる。そうした構造がもととなって、平定行動は王権の付託を受けて地方に定着した皇親氏族によってなされたとする系譜が構成されていったと見ることができる。

その中でも上毛野氏が本拠とする上毛野地域は、関東平野北西部にあって碓氷坂を掌握し、また東山道と東海道との結節点としての新田駅をもつ、戦略的および政治的な要衝を占めていた。そうした地理的条件により、7世紀後期から8世紀前期にかけて出羽方面の律令的編成が重要課題となった段階で、その「随近」国であると認識されて、軍事および民政上の有力な担い手とされた。この時期における出羽方面の活動での軽重の差が、かつて陸奥方面では同様な役割を担った下野国—そこを本拠とする下毛野氏よりも、史書における活動の記録や系譜の登載などの面で、目立つ存在となったものと理解できる。そうした地理的な要件に加えて、上毛野地域は征討と平定事業に必要な、兵士・柵戸など人的資源および兵器など物的資源の供出地であったことが明らかである。それらを活かすには騎馬と駄馬の存在が不可欠であるが、遺跡や史料の解釈から上毛野地域はそれらの有力な産出地・飼育地であったと見て間違いない。

こうした中央政権と上毛野地域の氏族との政治的統合は、5世紀末期から6世紀初期に始まったと見られ、7世紀にその頂点に達した。その過程で有力な氏族の中には中央政権に直接出仕し、

自らは官人となりながら、在地の一族と連携を保ちつつ地域の政治的支配に当たったものもあった。その中でも上毛野氏は、7世紀末期から8世紀前期にかけて中央政権に人材を輩出し、そうした官人氏族としての存在が、時宜を得て歴史書に系譜をとどめることになった。このような前代からの伝統を受けた上野国は、8世紀前期には蝦夷政策に積極的に係わっているが、陸奥国と出羽国に政治的拠点の確立する8世紀中期になると、蝦夷地での律令支配を支えるための後背地として、統合された政治的地域圏である「坂東」が成立する。このことはより激しい収奪を伴う律令支配の施行を意味するが、それはまた国ごとの固有の地理的条件や生産力、あるいは地域の伝統を踏まえての動員や徴発の停止でもある。この「坂東」の成立によって、上野国も政治的にはそれに含まれる8ヶ国の中の1つの地位に埋没したとみなされる。それと歩調を合わせるかのように在京の上毛野氏の政治的立場の減退と官人としての人材の減少が認められるが、これはそれまで維持されてきた上毛野地域の歴史的特性が終焉を迎えたことと無関係では無いであろう。

そうした在地の政治的地位の変動と氏族の脆弱化が進む中で、蝦夷征討行動をはじめとする東国政策に係わった在地氏族や外部の氏族の中に、その奉事根源を求める形で豊城入彦命の系譜に参入するものが出てきた。その初期のものが君から朝臣へ改姓し、後に「東国六腹朝臣」と呼ばれた有力氏族群であり、また本来の氏族の弱体化の時期にその氏族名を借りたのが渡来系氏族の田辺史氏である。これらの氏族群は『姓氏録』にまとめられて見られ、それを上毛野氏の同族と呼んで論及される場合があるが、これらの間に具体的な関係が認められない限りは、系譜上での結びつきと認識するにとどめ、豊城入彦命を中心に置く同祖関係氏族と見なすのが適当である⁽⁶⁷⁾。そうした位置に視点を据えてみると、これまでしばしば行われてきた『紀』の祖先譚と『姓氏録』の系譜を組み合わせた上での論及には、方法論上での問題があると言わざるを得ない。実際そうした方法によって描き出された上毛野氏像は、本来ならば豊城入彦命を軸として見るべきものまで含んでしまっているため、実際以上に大きく歴史的な重みが増えられたものとなっている可能性⁽⁶⁹⁾がある。

今後の課題は、豊城入彦命の系譜につながる氏族が実際に上毛野地域に在ったのか、それはいつからであるのかといった個別的な検証である。それに当たっては、史料の理解と照合できるような考古学の面からの古墳時代の社会構造の詳細な解明が不可欠である。例えば右島和夫氏によって描き出された、6世紀後半から7世紀代の上毛野地域の古墳の様相と、それから読み取れる政治構造には、専ら史料によって進めてきた小論の内容と合致するものがあり、比較検討が可能⁽⁷⁰⁾である。こうした地域に視点を据えた協業の積み重ねによって、その展望が開かれることは間違いない。

註

- (1) 石井良助「東国と西国」『法制史研究』1 1952年
井上光貞「古代の東国」『万葉集大成』5 1954年
志田淳一「古代における毛野の性格」『日本歴史』110 1957年など

- 佐伯有清「上毛野氏の性格によせて」『日本歴史』116 1958年など
原島礼二「上毛野『伝承』採用の条件」『日本歴史』154 1961年
- (2) 吉田 晶「毛野の分割」「毛野地方の部民分布」『日本古代国家成立史論』所収 1973年
三品彰英「荒田別・田道の伝承」『朝鮮学報』31 1964年
- (3) 熊倉浩靖 (茜史朗)『古代東国の王者 上毛野氏の研究』1985年
- (4) 鬼頭清明 a「七七八世紀における上野国の古墳と民」『東洋大学文学部紀要』42 1989年
同 b「上毛野・下毛野氏の系譜伝承と氏の構造」『東洋大学大学院紀要』26 1990年
- (5) 関口功一 a「『上毛野』氏の基本的性格をめぐる」『古代文化』42-2 1990年
同 b「大野朝臣東人」『信濃』43-5 1991年
同 c「池田朝臣氏について—『東国六腹朝臣』に関する若干の疑問—」『群馬文化』227
1991年
- (6) 右島和夫 a「前橋市総社古墳群の形成過程とその画期」『群馬県史研究』22 1985年
同 b「7世紀における古墳の変容—群馬県の横穴式石室の展開を通して—」『考古学ジャーナル』307 1989年
この他に大江正行「上毛野連合から上毛野盟主政権の成立について」『群馬県の考古学』(1988年)がある。
- (7) 小論に係わる基本的視点については、前沢「古代上野国の動向とその基調—東国経営の回廊地帯—」(『内陸の生活と文化』1986年)で述べたことがある。
また上毛野氏と上毛野地域をめぐる諸問題については、『群馬県史 通史編2 原始古代2』(1991年)で網羅的に論述されている。
- (8) 『日本書紀』『続日本紀』『類聚三代格』など史料の引用は、新訂増補国史体系による。
- (9) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究 本文篇』(1966年)による。
- (10) 菅原昭英「古代日本の宗教的情操—記紀風土記の夢の説話から—」『史学雑誌』78-2・3 1968年
- (11) 黛 弘道『上毛野国と大和政権』1985年
- (12) 下向井龍彦「日本律令軍制の形成過程」『史学雑誌』100-6 1991年
- (13) 鬼頭氏 前掲b論文
(14) 原島氏 前掲論文
(15) 下向井氏 前掲論文
(16) 三品氏 前掲論文
(17) 原島氏 前掲論文
(18) 関口氏 前掲c論文
- (19) 日本古典文学体系『風土記』所収による。
- (20) 『続紀』文武天皇4年10月己未条
- (21) 奈良国立文化財研究所『藤原宮本簡 二』1980年
- (22) 以上の記事は『続紀』による。
- (23) 高橋 崇「東北支配の律令制」『律令国家東北史の研究』所収 1991年
- (24) 以上の記事は『続紀』による。
- (25) 以上の記事は『紀』および『続紀』による。
- (26) 以上の記事は『紀』による。
- (27) 仙台市教育委員会『郡山遺跡』I~X, 同『甕える城柵 郡山遺跡 発掘10年』(1989年)など。
- (28) 『続紀』和銅2年3月壬戌条
- (29) 『記』景行天皇紀では足柄坂で「阿豆麻波夜」と言い、甲斐→科(信)野→尾張の行程をとっている。
- (30) 前沢 前掲論文
- (31) 『万葉集』三 雑歌, 詞書に「田口益人大夫, 任上野国司時, 至駿河浄見崎作歌二首」とある。
- (32) 上毛野氏と馬との関わりについては三品氏による論及があり(前掲論文), 上野国の蝦夷政策における馬との問題については若月義小「上毛野君氏の“内臣”化の意義」『日本史研究』351(1991年)で取り上げられている。
- (33) 熊田亮介「天平九年, 大野東人の遠征をめぐる」『日本歴史』500 1989年
- (34) 高橋 崇「戦争の律令制」(前掲論文集所収)
- (35) 古代日本における駄馬の存在意義については、吉川敏子「古代国家における馬の利用と牧の変遷」

- 『史林』74-4 (1991年) に詳しい。
- (36) 下城 正「古墳時代の馬の飼育地『白井北中道遺跡』」『群馬文化』226 1991年
- (37) 上野国の馬をめぐる問題について、筆者は『群馬県史 通史編2 原始古代2』所収の「上野国の馬と牧」で概述したが、これが上毛野地域の歴史的特性を象徴的に示すものと考えている。蝦夷征討行動と東国の馬との関わりについては、考古学的な成果を踏まえて後日詳論する予定である。
- (38) 日本古典文学体系『風土記』所収による。
- (39) 新訂増補国史体系『令義解』による。
- (40) 以上の記事は『統紀』による。
- (41) 『統紀』天平感宝元年5月戊寅条
- (42) 『倭名類聚抄』古活字の碓氷郡には「坂本 佐加毛土」とある。
- (43) 近年坂本地区の関越自動車道上越線敷地内の発掘調査で、奈良時代のものとみられる大規模な掘立柱式建物が発見されている(水田稔「群馬県碓氷郡松井田町『原遺跡』で発見された掘立柱建物跡について」『考古学ジャーナル』332 1991年)。今後この付近では計画的な調査が行われることになっている。
- (44) 『類聚三代格』昌泰2年9月19日太政官符「応相模国足柄坂・上野国碓氷坂、置閑勘過事」
- (45) 碓氷坂の経路の1つである入山峠では、5世紀から6世紀にかけての祭祀遺跡の所在が確認されている(須田 茂「入山峠祭祀遺跡と東山道碓氷峠」『群馬文化』198 1984年)。古くからここが要路として機能していたことは明らかである。
- (46) 貞観4年(862)4月10日の太政官符に、上野国吾妻郡擬領として外正六位上上毛野坂本朝臣直道が見え、郡領級の氏族になっていたことが知られる(『政事要略』)。この氏族については石川正之助「物部君、磯部君、石上部君」『群馬県立歴史博物館紀要』9 (1988年) に詳しい。
- (47) 『群馬県史 資料編4 原始古代4 文献』(1985年)の史料解説を参照。
- (48) 藤原宮跡出土の木簡に「上毛野国車評桃井里大贅鮎」と書かれたものがある(奈良県教育委員会『藤原宮』1969年)。
- (49) 栃木県教育委員会『下野国府跡Ⅶ 木簡・漆紙文書調査報告』(1987年)
- (50) 関口氏 前掲b・c論文
これに対して加藤謙吉氏は、従来の見解と同じ6氏をこれに当てるが、天武朝の改姓事業の際に朝臣姓に列した事実を踏まえて作られた2次的な用語であること、少なくとも毛野地方における在地諸豪族間の同族関係を直接指し示す言葉として、自主的に成立したものではないことを指摘している(「東漢氏の氏族組織の成立」『大和政権と古代氏族』1991年)。
- (51) 以上の記事は『統紀』による。
- (52) 以上の記事は『統紀』による。
- (53) 以上の記事は『紀』および『統紀』による。
- (54) 以上の記事は『紀』および『統紀』による。
- (55) 前沢「三ツ寺」遺跡の性格と意義(《財》群馬県埋蔵文化財調査事業団『三ツ寺「遺跡」』所収1988年)
- (56) 『魚魯愚鈔』寛弘3年12月5日 改名
- (57) 『群馬県史 資料編6 中世2』所収 1984年
- (58) 熊谷公男「令制下のカバネと氏族系譜」『東北学院大学論集』歴史学・地理学14 1984年
- (59) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報22—二条大路木簡1—』1990年
- (60) 『群馬県史 資料編4 原始古代4 文献』(1985年)の史料解説を参照。
- (61) 熊谷氏 前掲論文
- (62) 『統紀』神亀2年閏正月丁未条。この時には大野朝臣東人も從四位下勳四等を授けられている。
- (63) 『統紀』天平9年4月戊午条
- (64) 『日本三代実録』貞観6年正月16日条
- (65) 以上の記事は『統紀』による。
- (66) 『日本三代実録』貞観5年(863)8月19日条に、伊勢国多気郡百姓の麻績部愚麻呂等16人が本姓の中麻績公に復したが、その時に愚麻呂等は自ら「豊城入彦命之後也」と名乗ったとある。これまで豊城入彦命あるいは上毛野氏、上毛野氏地域との関係は不明な氏族であるが、こうしたところまで系譜の拡大が及んでいることが分かる。

- (67) 多賀城跡から出土した漆紙文書により、宝亀11年(780)9月に行方団の軍毅に上毛野朝臣氏が就任していたことが知られ、また延暦21年に設置された胆沢城の跡から出土した須恵器に「上毛野朝臣広世」と墨書されたものがあるなど、実態面としては、なおその歴史的特性は残存していたことが分かる〔前沢 註(7)論文〕。
- (68) 熊谷氏 前掲論文
- (69) 例えば、同族であるかのように扱われている上毛野氏と下毛野氏の直接的な関係を示す史料は、1一(5)で挙げたA群のみである。これの解釈からは、両氏が事実として同族であったとは確証できない。この点において、関口功一氏が在地の実態から検証する方法を採っていることは、上毛野地域に係わる氏族研究に新しい地平を開くものと言える。
- (70) 右島氏 前掲 a・b 論文。氏の研究は本書掲載の右島論文に集約されている。

(群馬県教育委員会 国立歴史民俗博物館共同研究員)

The Genealogy of Toyokiirihiko and the Kamitsukenu Region
—On their Historical Characteristics—

MAEZAWA Kazuyuki

In the *Sujinki* and *Keikoki* of the “*Nihon-Shoki*” (*Chronicle of Japan*), the ancestral legend of the clan of Kamitsukenu is described. Such a phenomenon is exceptional for a clan which came from the Togoku (eastern Japan). The contents can be summarized as follows: (1) Their origin goes back to Toyokiirihiko, a prince of the Emperor Sujin. (2) The prince was engaged in the rule of the Togoku and subjugation of the Emishi race. (3) The clan of Kamitsukenu participated in diplomacy and foreign expedition, as a clan forming part of the central government.

As background to the inclusion of such an ancestral genealogy, it can be mentioned that many talented members of the Kamitsukenu clan were appointed as middle-class government officials of the central government of the time, when the “*Nihon-Shoki*” was edited. These appointments to positions of trust are considered to be closely related with trends in Kozuke Province, their home area, in the important policies of that time; that is, the statutory organization of the Dewa Region. Here, Kozuke province was regarded as an obedient and close country, showing remarkable activity in subjugation and the migration of inhabitants (“*Sakuko*”), ahead of other provinces in the Kanto Plain. It can be conceived that the political characteristics of the Kozuke Province were created by its geographical factors as follows; it is located in the north-western corner of the Kanto Plain, a convenient location for traffic with the Japan Sea side, and at an important position in the Usui Pass.

Such an aspect must have been even clearer when the central government aimed to rule the Mutsu region, a little earlier. For this purpose, it is not difficult to imagine that the control of the Kamitsukenu area, a strategic point for land traffic, and of local clans in charge of political stability and the supply of human and material resources, in the adjacent Shimotsukenu Area, was an essential requirement. In the “*Nihon-Shoki*”, it is described that Prince Toyokiirihiko, who ruled the Togoku, was the founder of the Kamitsukenu clan and the Shimotsukenu Clan, and that the descendants of his grandson, Mimorowake-o, who subjugated the Emishi, settled down in the Togoku. This structure of the genealogy can be considered to reflect the above geographic characteristics.

The existence of these characteristics as fact remains only in several records of the 7th century, as far as historical documents go. However, from the archaeological viewpoint, using the Soja Tumuli Groups as an index, it can be considered that the unitary rule of the Kamitsukenu area backed by the central government became notable in the first half of the 7th century.

The role of the special political features came to an end in the mid-8th century, when the management of the Ezo Area was upscaled, and “*Bando*”, or a new “subordinate

and close" area, was established accordingly. This is also shown in the decline of the power of the Kamitsukenu clan within the central government, and the penetration of other clans into the line of Toyokiirihiko, as it were in inverse proportion to the decline.